

平成 2 5 年度

包括外部監査結果報告書

選定した特定の事件（テーマ）

荒川区民会館の事務の執行及び管理運営について

平成 2 6 年 3 月

荒川区包括外部監査人

包括外部監査の結果報告書

目次

第一 包括外部監査の概要

1	外部監査の種類	1
2	選定した特定の事件（テーマ）	1
3	選定理由	1
4	監査の対象期間	2
5	外部監査の方法	2
	（1）目標	2
	（2）主な監査手続き	2
6	外部監査の実施期間	3
7	包括外部監査人	3
8	包括外部監査人補助者	3
9	利害関係	3

第二 荒川区民会館の概要

1	荒川区民会館の概要	4
2	荒川区民会館の関係法令と沿革	7
3	荒川区民会館に関する歳入・歳出	10
4	施設の概要（平面図）	13
5	荒川区民会館の利用手続き	17
6	荒川区民会館の利用料金	21
7	指定管理者による管理の内容	26
8	㈱レストランモア他の荒川区民会館施設入居者	29
9	荒川区民会館の利用状況	31
10	周辺施設の稼働率との比較	39

第三 監査の結果及び意見

1	予算・決算関係について	41
2	利用料金について	45
3	MKT共同事業体について	58
4	人件費について	64

5	財産管理（備品管理）について	66
6	営繕費について	71
7	委託料（保守関連業務）について	77
8	光熱水費について	81
9	指定管理料について	86
10	指定管理者とACCとの連携について	89
11	レストランモアについて	92
12	直接取引について	98
13	大規模改修計画と今後の在り方について	102

情報公開上、MKT共同事業体並びに構成員各社の情報について、公開することにより、明らかに不利益を与えると認められるおそれがあるものについては、当該情報を非公開とした。

第一 包括外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の27第2項に基づく荒川区との包括外部監査契約による監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

「荒川区民会館の事務の執行及び管理運営について」

3 選定理由

荒川区民会館（サンパール荒川）は、昭和50年の開館以来、区内の数多くの団体が研修会、親睦会や生涯学習活動等のために利用するとともに、区内外の芸術文化団体による公演や発表の場などとして活用されてきた。

館内にはホールや会議室のほか、社会教育課が運営する荒川コミュニティカレッジ、公益財団法人荒川区芸術文化振興財団（以下「ACC」という。）の分室及びレストランが入居しており、区の財産の有効活用という面からの相乗効果が求められている。

施設の管理運営については、平成18年度から指定管理者制度を導入しており、MKT共同事業体が継続して管理を行っている。

施設の竣工は昭和50年で、すでに38年が経過しており、平成4年に大規模改修を実施したものの、設備と機能の両面から老朽化が進行している。そのため、不具合の発生頻度が増加するとともに、突発的なアクシデントによる損害賠償の危険度も高まっている。そこで、区は平成27年度に休館して大規模改修を行い、今後、魅力の高い施設にしていきたいと考えている。

現在抱える課題として、指定管理者による運営が適正に行われているか、指定管理者制度における問題点、老朽化による修繕費の増加、予約のキャンセルによる指定管理者の減収と利用者への影響等が考えられる。

そこで、平成25年度の包括外部監査のテーマとして「荒川区民会館の事務の執行及び管理運営について」を選定した。

4 監査の対象期間

平成24年度(平成24年4月1日～平成25年3月31日)を監査の対象期間としたが、必要に応じて他の事業年度も対象とした。

5 外部監査の方法

(1) 目標

荒川区民会館事業の適法性、適正性

荒川区民会館事業の効率性

荒川区民会館建物及び設備の維持管理手続きの適正性、妥当性

指定管理者及び外部委託事業者との契約の適正性、有効性

荒川区民会館予約申込等の手続きの適正性、妥当性

荒川区民会館施設利用料に係る徴収事務の適正性、妥当性

施設同居者に対する使用料・分担金の収入・支出業務の妥当性

指定管理者の利用料金制度の有効機能検証

設備や機能の改善についての検証

大規模改修及び荒川区民会館の今後の課題

(2) 主な監査手続き

下記手続を中心に必要と考えられる手続を実施した。

荒川区民会館(サンパール荒川)及び施設に同居している関連施設の視察

荒川区の区民生活部区民課、荒川区民会館に往査し、関係諸資料の閲覧及び入手、担当者への聴取

サンプル抽出による個別事案の検討

6 外部監査の実施期間

平成25年7月12日～平成26年3月31日

7 包括外部監査人

公認会計士 飯田 小夜子

8 包括外部監査人補助者

公認会計士 5名

公認会計士試験合格者 1名

9 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第二 荒川区民会館の概要

1 荒川区民会館の概要

荒川区民会館は地域文化の高揚を図るため、区民の文化活動の拠点として設けられた施設である。昭和50年3月28日にオープンし、大小のホールや会議室として利用できる集会室等を備えている。

区内の数多くの団体が生涯学習活動や研修会、親睦会等の会合のために利用し、区内外の芸術文化団体による公演や発表の場などとしても広く利用され、愛称「サンパール荒川」として親しまれている。

荒川区民会館は指定管理者制度と利用料金制度を採っており、平成18年4月からMKT共同事業体（三菱電機ビルテクノサービス(株)・(株)共立・(株)スペースネットワーク）が指定管理業務を受託している。

荒川区民会館には、上記の施設の他に、区の関連事業として、荒川コミュニティカレッジ、ACCの分室（ARAKAWA1-1-1ギャラリー）及びレストラン（レストランモア）が入居している。

施設の竣工は昭和50年で、38年が経過している。平成4年に大規模改修を実施しているが、設備と機能の両面から老朽化が進行している。そこで、区は平成27年度に1年程度休館して、大規模改修を行い、今後も魅力の高い施設にしていきたいと考えている。

(1) 所在地

荒川区荒川一丁目 1 番 1 号

(2) 施設概要

大ホール	定員 1 1 2 0 席 (常設席 1 0 3 0 席、車椅子観覧可)、舞台 間口 1 8 メートル、奥行 1 3 メートル、高さ 7 . 6 メートル、第一楽屋、第二楽屋、和室楽屋、個室楽屋 2 室、浴室 2 室
小ホール	定員 3 0 0 席 (移動席)、舞台 間口 8 メートル、奥行 4 メートル、高さ 3 . 7 メートル、楽屋 2 室
集会室 (4 階)	第 1 集会室 洋室 3 2 名、第 2 集会室 洋室 5 0 名、第 3 集会室 洋室 5 0 名、第 4 集会室 和室 4 0 名
集会室 (5 階)	高砂 (第 5 集会室) 洋室 5 0 名、羽衣 (第 6 集会室) 洋室 5 0 名、末広 (第 7 集会室) 洋室 1 0 0 名

(3) 開館時間

午前 9 時から午後 1 0 時まで (受付は午前 9 時から午後 8 時まで)

(4) 休館日

年末年始 (1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日)、修繕工事等による臨時休館

(5) 申込方法等

予約申請期間

施設名	区内在住・在勤の方、区内企業	その他
大ホール 小ホール	利用希望日の 1 2 ヶ月前の月の初日から利用希望日の 7 日前まで	利用希望日の 1 1 ヶ月前の月の初日から利用希望日の 7 日前まで
集会室	利用希望日の 3 ヶ月前の初日から利用希望日の 3 日前まで	利用希望日の 2 ヶ月前の初日から利用希望日の 3 日前まで

抽選は毎月 1 日 (1 月は 4 日) ただし、休館日等に当る場合は翌開館日
荒川区及び A C C が申請する場合は、大ホール・小ホールについては、

利用希望日の13ヶ月前の月の末日から、
集会室については、4ヶ月前の月の末日からとする。

(6) 利用料金

施設利用料金は大ホール・小ホール及び各集会室別に、曜日、時間帯ごとに定められている。

詳しくは後記の利用料金表(P.21)を参照されたい。

2 荒川区民会館の関係法令と沿革

昭和	39年	3月	荒川区行政財産使用料条例公布 最終改正 平成21年3月
	39年	4月	荒川区行政財産使用料条例施行
	49年	12月	荒川区民会館条例公布 最終改正 平成24年3月
	50年	1月	荒川区民会館条例施行
	50年	1月	荒川区民会館条例施行規則公布、施行 最終改正 平成24年3月
	50年	2月	荒川区民会館条例施行規則のうち、結婚式場、小ホール（披露宴に使用する場合に限る。）及び集会室（披露宴に使用する場合に限る。）の使用申請期間に関する部分の規定の施行
	50年	3月	荒川区民会館オープン
	50年	3月	精養軒に荒川区行政財産使用許可
	50年	11月	愛称：サンパール荒川（区民公募）決定
	62年	4月	荒川区芸術文化事業共催要綱制定 一部改正 平成24年3月
平成	2年	4月	財団法人荒川区地域振興公社に管理運営を委託
	4年	4月	改修工事のため休館（同年10月31日まで）
	15年	4月	荒川区民会館・日暮里サニーホール・ムーブ町屋の3館の舞台機構管理、受付及び機械設備保守委託等の各業務について、一元化して第三者への再委託を行い、大幅な経費削減を図った。
	18年	4月	指定管理者制度導入によりMKT共同事業体が指定管理業務を受託 毎週月曜日の開館とともに、年末年始の休館日を8日間から6日間に短縮
	18年	7月	(株)レストランモアに荒川区行政財産使用許可書交付
	21年	4月	指定管理者更新により、引続きMKT共同事業体が指定管理業務を受託
	22年	3月	区施設使用料に係る減免措置の事務処理基準についての改正について（依命通達）発令
	22年	8月	荒川区民会館条例一部改正により、結婚式場と控室を廃止
	22年	10月	廃止した結婚式場と控室のあった6階部分を社会教育

		課が使用開始
24年	4月	指定管理者公募により、引続きMKT共同事業体が、指定管理業務を受託
24年	4月	A C C と建物使用貸借契約を締結
24年	4月	A C C に係る荒川区民会館の利用料金の減免補填に関する覚書を締結 A C C に対する減免処置として荒川区民会館条例施行規則の利用料金の減免を100%とし、毎年度予算を限度とする。
24年	6月	2階の一部をA R A K A W A 1 - 1 - 1ギャラリーとして使用

昭和49年12月11日に荒川区民会館条例を公布し、昭和50年1月18日に荒川区民会館条例施行規則の公布に基づいて施行された。

昭和50年3月28日に荒川区民会館がオープンした。愛称が区民公募され、昭和56年11月1日に「サンパール荒川」と決定し、現在まで、荒川区民会館は愛称のサンパール荒川として親しまれている。

荒川区民会館は平成2年4月1日より、財団法人荒川区地域振興公社（現在：A C C）に、管理運営を委託した。

レストラン、宴会料理については、精養軒が昭和50年3月28日より、荒川区財産使用許可を得、(株)レストランモアに替わるまで、営業を続けていた。

平成18年4月1日より指定管理者制度導入により、公募の結果、MKT共同事業体が指定管理業務を受託した。

指定管理者は3年ごとに公募と更新を行った結果、MKT共同事業体が引続き指定管理業務を受託し、現在に至っている。

レストランについては、平成18年7月5日に、(株)レストランモアに荒川区行政財産使用許可を与え、売り上げに対して料率を付して、使用料を徴収している。

平成4年4月1日より平成4年10月31日まで改修工事のため、休館した。荒川区民会館はこの時以外、大規模改修は行っていないため、老朽化が進行している。平成27年に大規模改修を予定している。

平成22年4月1日に6階を社会教育課へ使用承認し、8月2日に荒川区

民会館条例の一部改正により、結婚式場と控室を廃止した。

10月1日から荒川コミュニティカレッジが開講した。

平成24年4月1日より、ACCの減免が実施され、100%区から減免補填が行われている。

平成24年6月1日より、荒川区民会館の2階の一部をACCと建物使用貸借契約を締結し、ARAKAWA 1-1-1ギャラリーとして使われている。

3 荒川区民会館に関する歳入・歳出

平成20年度から平成24年度の、荒川区民会館に関する歳入と歳出をまとめると、次のとおりとなる。

荒川区民会館 歳入・歳出年度比較表 (単位：千円)

(歳入)	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度
区民会館使用料					
区民会館レストラン行政財産使用料	7,480	7,698	5,025	3,940	4,274
計	7,480	7,698	5,025	3,940	4,274
雑入					
区民会館レストラン光熱水費	6,697	5,871	5,182	4,964	3,784
指定管理者収入基準額超過分	2,373	3,769	3,974	5,445	1,422
利用料金の前受金				12,076	
計	9,070	9,640	9,156	22,485	5,206
歳入総合計	16,550	17,338	14,181	26,425	9,480

(歳出)	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度
区民会館管理運営費					
報償費			20	491	
食糧費			618	12	
一般需用費		832		688	
役務費	87				
委託料					
指定管理者委託料	168,873	156,300	160,481	158,564	159,875
CATVによるテレビ放送電波の再送信	1,258	1,264	881	270	
減免額補填金(区民課執行)	3,863	6,673	7,181	7,062	6,656
減免額補填金(ACC)					8,020
前年度に係る前受金支払	9,161				12,076
備品処分			10		97
東日本大震災の影響による補填金				1,061	
修繕費(追加分+再追加分-執行残戻り)					4,964
これからの荒川区民会館の在り方に関する基礎調査委託					3,990
小計	183,155	164,237	168,553	166,957	195,678
使用料及び賃借料				3	
備品購入費	3,104	1,715	2,841	4,562	2,103
負担金補助及び交付金	25	25	25	18	
計	186,371	166,809	172,057	172,731	197,781
区民会館営繕費					
需用費			7,783	5,040	9,214
委託料(営繕費一般分)	9,813	19,267	4,557	13,903	
委託料(営繕費計画工事)	100		9,863	6,920	8,556
工事請負費(営繕費計画工事)	12,439	63,378	14,302	4,880	3,055
計	22,352	82,645	36,505	30,743	20,825
歳出総合計	208,723	249,454	208,562	203,474	218,606

区への荒川区民会館に関する歳入は、(株)レストランモアからの行政財産使用料と光熱水費の負担金が主なものである。

平成22年8月に結婚式場と控室を廃止したことも要因のひとつと考えられるが、平成22年度後半から売り上げに対して料率をかけて算出する区民会館使用料は減少している。

平成22年4月から、結婚式場、控室等に使用していた6階部分を、社会教育課へ使用承認し、荒川コミュニティカレッジとして使用を開始したことも、上に記載した区民会館使用料と同様に要因のひとつと考えられるが、(株)レストランモアからの光熱水費の歳入が減少している。

歳入にある指定管理者収入基準額超過分の返還額は、利用料金制度を採用しているために、毎年度、利用料金収入基準額を設定し、利用料金収入が基準額を超えた場合には、その2分の1を区に返還している金額である。

利用料金の前受金歳入が平成23年度しか発生していないのは、指定管理者が、3年ごとに決定されるために、3年間の最終年度ごとに、前受金を区に納入させているためである。本来、平成20年度においても、前受金歳入が発生しなければならなかったが、区と指定管理者が協議書を交わして、歳入歳出を省略している。前受金額は15,107千円である。

歳出の主なものは、指定管理者委託料と、営繕費(修繕費)である。指定管理者委託料が平成20年度から平成21年度において、1,200万円減少したのは、平成21年度にMKT共同事業体に更新された際に、指定管理料が見直されたことによるものである。

営繕費は年々上昇しているが、特に、平成21年度が8,200万円と、他年度に比して、突出しているのは、機械室天井他改修工事(アスベスト処理)が6,238万円かかったことに起因している。

平成24年度が、2,000万円と前年度より1,000万円減少しているのは、平成27年度に大規模改修を予定しているため、予算の優先順位により改修を行わなかったためである。

前年度に係る前受金の支出が平成24年度に発生しているのは、前指定管理者から最終年度に預った金額を、指定管理の初年度に、新指定管理者の元に支出している。平成20年度の支出は平成18年度の前受金の処理が遅れたためである。

減免額補填金は、区、官公署、公共的団体等が荒川区民会館条例第15条

の減免制度を利用した場合に、その減免額を区が指定管理者に支払う金額のことである。

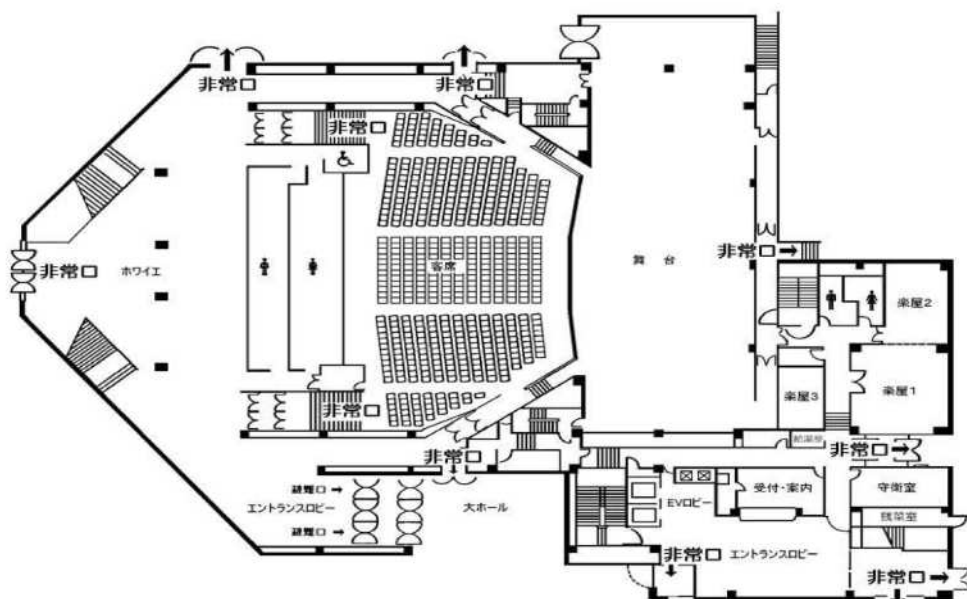
A C C（当時：財団法人荒川区地域振興公社）に対しては、減免制度の適用がなく、平成21年～平成23年度までは、A C Cが指定管理者に全額支払っていた。

平成24年度から、区の方針により、芸術文化事業をA C Cに一元化することとなった。A C Cの体制確立及び事務効率化の支援のために、A C Cに対する利用料金の100%を減免補填することにした。その分が、歳出の増加となっている。

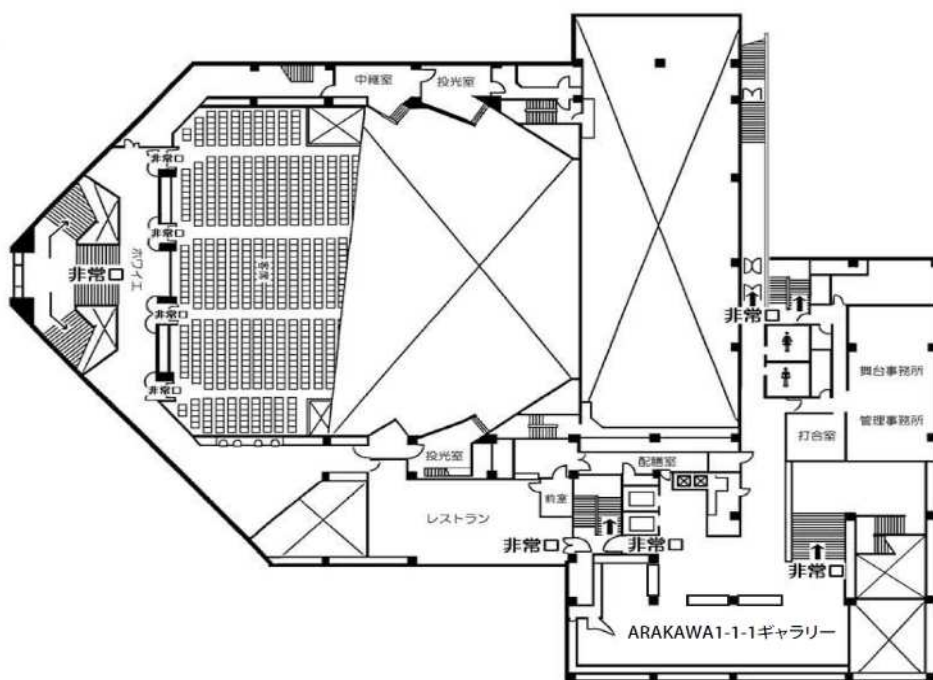
4 施設の概要（平面図）

荒川区民会館の施設の概要（各階平面図）は次のとおりである。

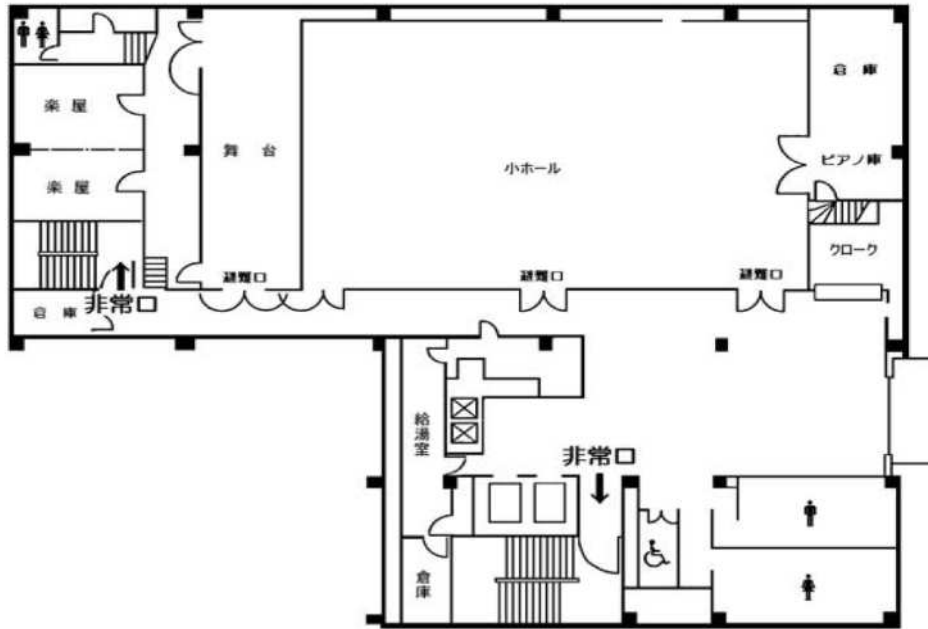
1Fご案内



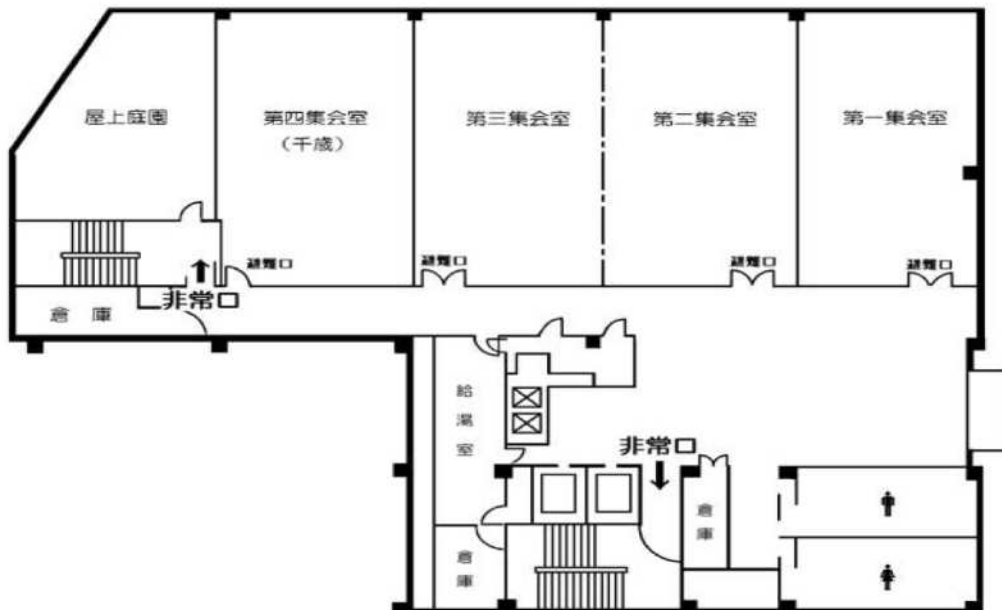
2Fご案内



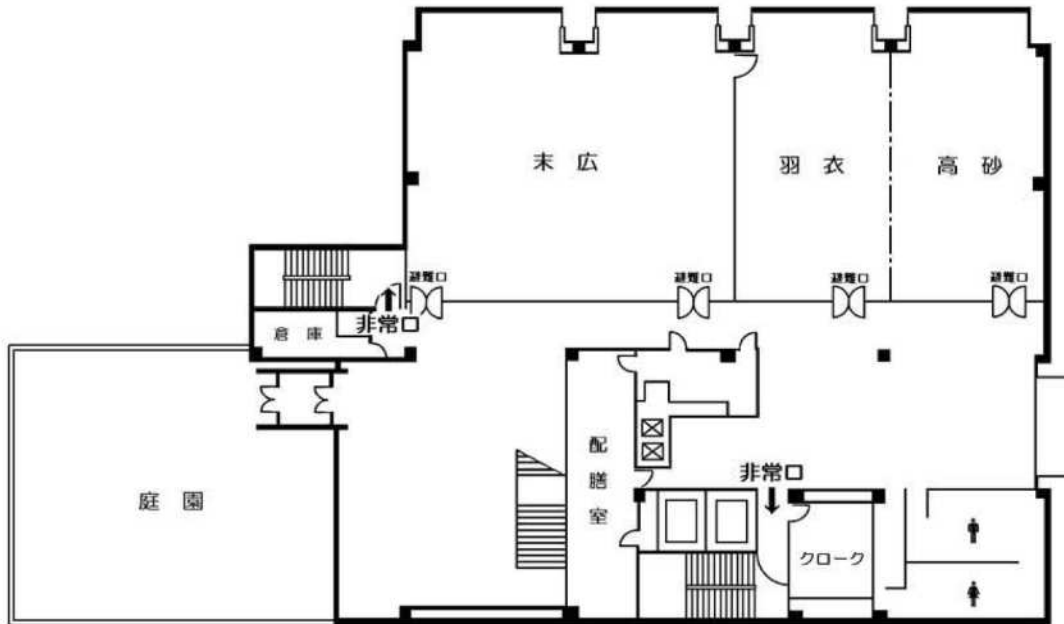
3Fご案内



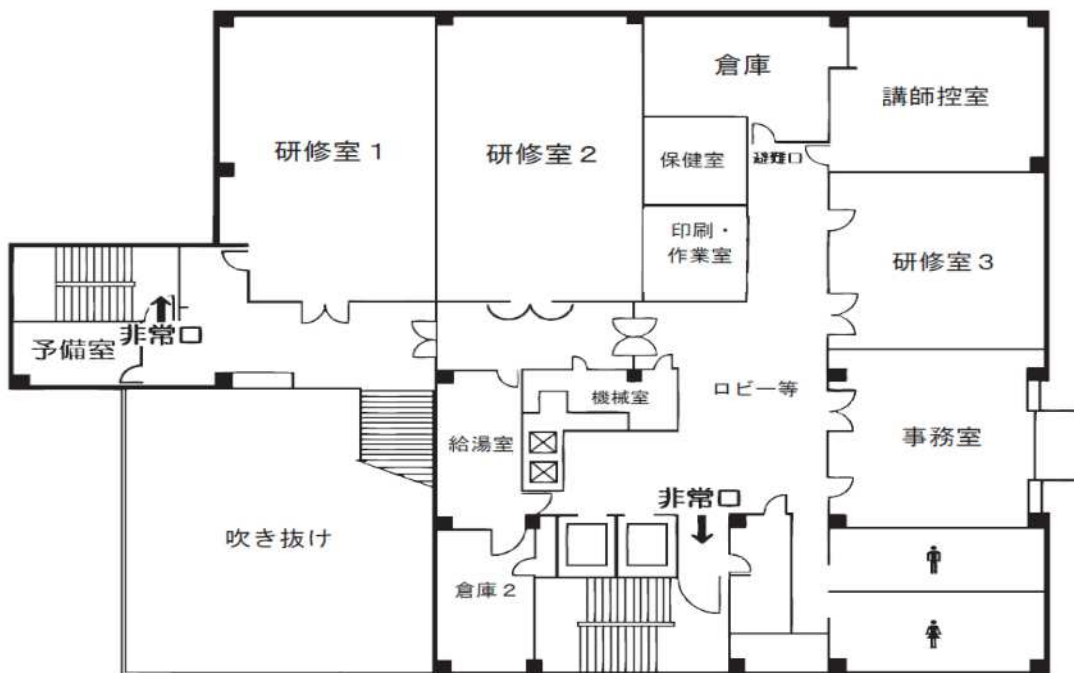
4Fご案内



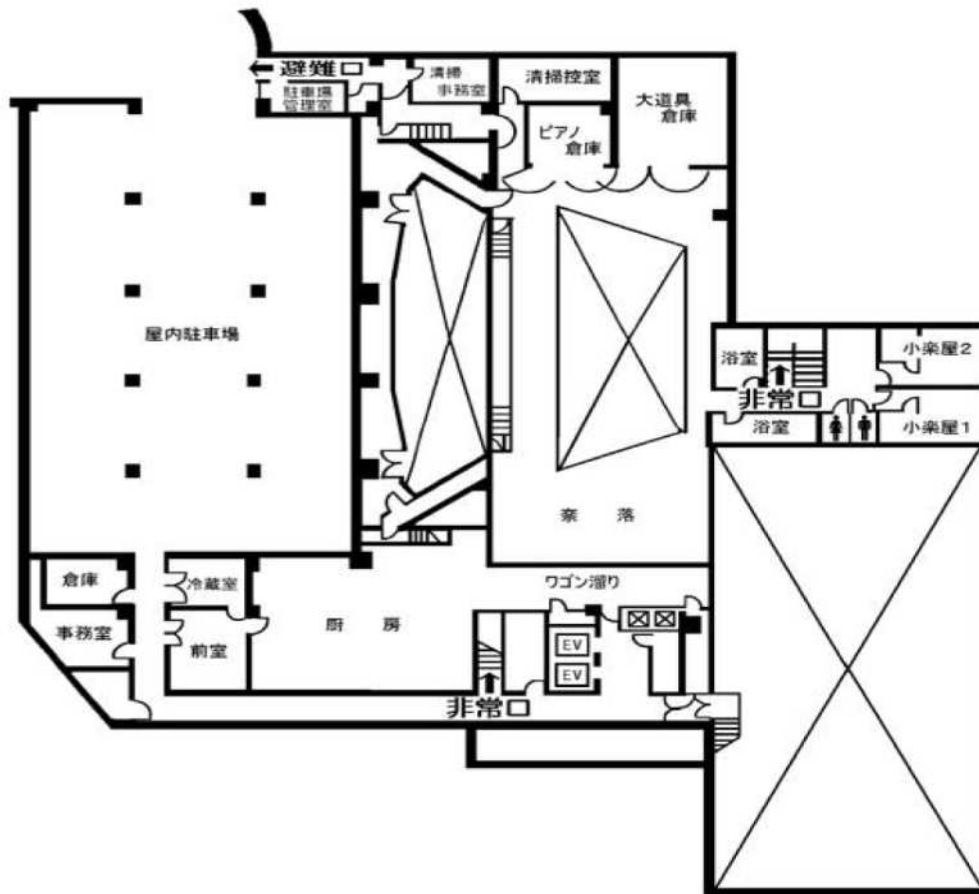
5Fご案内



6Fご案内



MBFご案内



5 荒川区民会館の利用手続き

(1) 仮予約

荒川区民会館の予約方法は、基本的に電話予約であるが、第1～3集会室のみインターネット予約が可能である。

電話予約及びインターネット等から予約した場合には、1週間以内に窓口で利用申請手続きをする必要がある。

(2) 申込

申請者は直接来館の上、「利用申請書」に催し物の名称、目的、内容、入場料の有無、時間などを具体的に記入して申し込む。

(3) 申込期間

大ホール・小ホール

利用日の12ヶ月前の月の初日から利用日の7日前まで
集会室

利用日の3ヶ月前の月の初日から利用日の3日前まで
大ホールホワイエのみ

利用日の3ヶ月前の月の初日から利用日の7日前まで
ただし、荒川区外の方の申込開始は1ヶ月遅れとなる。

(4) 受付時間

午前9時から午後8時まで

(5) 受付順位の抽選（荒川区内の団体、又は在勤・在住者のみが対象）

受付開始日(月の最初の開館日)の午前8時30分から午前9時までに来館の方の中で、受付順位の抽選を行う。この場合、抽選に参加できるのは、1団体から1名のみである。

(6) 利用料金

利用料金は、申し込み(利用申請書提出)と同時に納める。利用料金の返金は、下記の場合を除き、原則として認めない。

大ホール、小ホールをキャンセルする場合

・利用日の1ヶ月前までに手続きを行った場合・・・利用料金の75%を返金

・利用日の15日前までに手続きを行った場合・・・利用料金の50%を返金

集会室をキャンセルする場合

- ・利用日の10日前までに手続きを行った場合・・・利用料金の75%を返金
- ・利用日の5日前までに手続きを行った場合・・・利用料金の50%を返金

附帯設備を利用しなかった場合は全額返金

期日が休館日に当る場合は翌営業日を期日とする。

利用者の責によらない天変地異や不測の事故・災害で当施設の利用が不可能となった場合は、支払い済みの施設利用料金は全額返還する。なお、このために生じた損害の賠償は行わない。

(7) 利用時間

区分	午前	午後	夜間	全日
時間	9:00～12:30	13:30～17:00	18:00～22:00	9:00～22:00

(注) 利用時間には、機材の搬入、準備、あとかたづけ、観客・出演者の入館から退館まで施設の利用に要する全ての時間を含む。

利用時間前の集合や利用時間を過ぎての利用は会館の運営上支障が生じるので利用時間は厳守のこと

やむを得ず承認時間を超過する場合、会館運営上支障がない場合に限り時間の延長(有料)をすることができる。

(8) 利用の承認

利用の承認は、申込後に利用承認書を渡す。なお、次の場合には利用を認められない。

公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

会館の施設等をき損するおそれがあると認められるとき。

会館の管理上支障があると認められるとき。

その他、指定管理者が利用を不相当と認めるとき。

なお、利用承認後、上記の場合に該当することが明らかになったとき、利用の目的又は利用の条件に違反したとき、係員の指示に従わないときなどは、利用承認の取り消し、制限、停止をすることがある。

(9) 打ち合せ

ホールを利用する場合、原則として利用日の2週間前までに、舞台・照明・

音響などの使用備品や進行などの必要な事項を技術担当係員と打ち合わせすること。

打ち合わせ日時

打ち合わせや見学は予約制である。事前に舞台事務所まで連絡し、調整の上、日時を決定する。

打ち合わせに参加する方

利用責任者、舞台責任者など

打ち合わせ内容

- ・主催者及び委託業者の確認と運営体制
- ・利用上の注意及び利用条件の確認
- ・貸し出し備品（舞台、照明、音響など）の確認
- ・持ち込み機材の確認
- ・催し物内容および進行スケジュール
- ・録音、録画、映写および調律など技術者の手配の有無
- ・関係車両および当日の連絡（専用駐車場の利用は事前予約が必要）
- ・大ホール「迫り」利用の有無
- ・その他

必要な書類

- ・催し物のプログラムや進行表（作業予定のわかるもの）
- ・舞台仕込み図（備品や出演者などの配置がわかるもの）
- ・ポスター、チラシ、パンフレットなどの印刷物
- ・関係機関への届け出事項に該当する場合は、その届け出書類
（例） 大型車の通行・火気の使用等
禁止行為の解除承認申請書など
- ・その他、打ち合わせの参考になるもの

打ち合わせを行わない場合は当日の本番が行えないので、注意すること。

（ 1 0 ） 利用承認書の提示

利用当日は利用承認書を 1 階の受付事務所に提示し、確認後、施設を利用することができる。

（ 1 1 ） 茶器などの利用

給湯室に湯呑み、急須、ポットなどを用意しているので、自由に使用して良いが、使用後は洗って元の場所に戻すこと。ただし、茶葉などの用意はないので、各自、持参すること。

(1 2) 舞台設備などの利用

舞台、照明、音響、その他会館の施設や設備を使用・操作する場合は、担当係員の指示に従うこと。

(1 3) 飲食物の持ち込み

飲食物の持ち込みは、小ホール・4階集会室に限る。5階集会室への持ち込みはできない。持ち込みできる飲食物には制限があるので、必ず事前に承認を受けること。

(1 4) 喫煙

施設は全館禁煙である。

(1 5) 利用後のあとかたづけ

利用後は、机・椅子・機器等を元の状態に戻すこと。また、壁・柱・ガラス等に貼紙をしたり、釘や鋸を使用することはできない。

6 荒川区民会館の利用料金

荒川区民会館の利用料金は「荒川区民会館条例」第13条で定められている。詳細は別表（第13条関係）に記載されている。

別表（第13条関係）

施設名	平日休日等の別\ 利用区分	午前の部 午前9時から午後零時 30分まで	午後の部 午後1時30分から午後 5時まで	夜間の部 午後6時から午後10時 まで	全日 午前9時から午後10時 まで
大ホール	土曜日以外の平日	45,500円	84,500円	110,500円	214,500円
	土曜日	52,000円	104,000円	130,000円	260,000円
	日曜日				
	休日				
ホワイエ					48,100円
小ホール	土曜日以外の平日	15,600円	18,200円	18,200円	52,000円
	土曜日	19,500円	22,800円	22,800円	65,100円
	日曜日				
	休日				
第一集会室		2,400円	3,700円	3,700円	9,800円
第二集会室		2,000円	2,900円	2,900円	7,800円
第三集会室		2,000円	2,900円	2,900円	7,800円
第四集会室		2,400円	3,700円	3,700円	9,800円
第五集会室		3,700円	5,300円	5,300円	14,300円
第六集会室		3,700円	5,300円	5,300円	14,300円
第七集会室		7,500円	10,600円	10,600円	28,700円

備考

- 1 この表において休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日をいう。
- 2 舞台練習、非公開の録音、録画等のために大ホールの舞台及び楽屋（小楽屋を除く。）のみを利用する場合の利用料金の額は、規定の利用料金の額の100分の50に相当する額とする。
- 3 ホワイエの利用料金は、展示のためにホワイエのみを単独で利用する場合に限り徴収する。
- 4 小ホールにおいて、客席のみを利用する場合の利用料金の額は、規定の利用料金の額の100分の75に相当する額とし、舞台及び控室のみを利用する場合の利用料金の額は、規定の利用料金の額の100分の25に相当する額とする。
- 5 施設の利用者が、入場者から入場料又はこれに類するものを徴収する場合の利用料金の額は、規則で定める場合を除き、規定の利用料金の額に、その額の100分の30に相当する額を加算した額とする。
- 6 施設の利用者が、商品の展示又は展示即売をするときの利用料金の額は、それぞれ規定の利用料金の額にその額の100分の200に相当する額を限度として規則で定める額を加算した額とする。
- 7 利用単位をまたがって施設を引き続き利用する場合の利用料金の額は、それぞれの利用料金の額の合算額とする。
- 8 利用時間を延長する場合は、次の利用に支障のない限りにおいて利用を承認し、次の区分により利用料金を加算する。ただし、午後10時を超えて利用することはできない。
 - (1) 超過時間が1時間以内のとき。当該超過時間の直後の利用区分の利用料金の額の100分の30に相当する額
 - (2) 超過時間が1時間を超え3時間以内のとき。当該超過時間に係る利用区分の利用料金の額の100分の60に相当する額
 - (3) 超過時間が3時間を超えるとき。当該超過時間に係る利用区分の利用料金の額の100分の100に相当する額

荒川区民会館の附帯設備は、区の備品であり、それらの貸し出しについても料金が決められている。

荒川区民会館（サンパール荒川）の附帯設備料金表は下表のとおりである。

なお、これらの金額は、平成26年4月1日以降適用されるものである。

附帯設備名		単位	利用料金	備考		
ピアノ	フルコンサート	1台	10,000円	調律料は含まない		
	フルコンサートB	1台	5,000円			
	セミコンサート	1台	3,500円			
舞台設備	大ホール	所作台	一式	9,000円		
		所作台（仮設花道用）	一式	1,500円		
		オーケストラピット	1基	6,000円		
		迫り装置	大型	1基	3,000円	
			中・小型	1基	1,500円	
		松羽目・竹羽目	一式	4,500円		
		音響反射板	一式	3,000円		
		仮設花道	一式	3,000円		
		鳥屋囲い	一式	2,200円		
		大臣囲い	一式	3,000円		
		ひな段用階段・組足	一式	450円		
		地がすり	1枚	600円		
	紅白幕	一対	600円	振り竹を含む		
	背景幕	一対	1,100円			
	沙幕	一対	1,100円			
	浅黄幕	一対	1,100円	振り竹を含む		
	銀びょうぶ	1双	1,500円			
	いす	1脚	50円			
	コントラバス用いす	1脚	150円			
	大太鼓	1台	1,500円			
	平太鼓	1台	750円			
	鉦太鼓	1台	450円			
	聞き足	1台	100円			
	蹴込	1台	150円			
	賞品台兼節台	1台	500円			
	姿見	1台	200円			
	小ホール	所作台	一式	2,000円		
		迫り装置	1基	700円		
		地がすり	1枚	300円		
	大ホール 小ホール 共通設備	平台・山台	1台	150円		
		指揮者台	一式	200円	指揮者用譜面台を含む	
		譜面台	1台	100円		
		譜面灯	1灯	150円		
金びょうぶ		1双	1,500円			
鳥の子屏風		1双	1,500円			
紅白幕		1枚	150円			
毛せん		1枚	100円			
上敷ござ	1本	150円				
長座布団	1枚	100円				

		附帯設備名		単位	利用料金	備考	
舞台設備	大ホール 小ホール 共通設備	演壇	ホール	1台	1,000円		
			その他	1台	550円		
		花台		1台	300円		
		箱馬・箱足		1足	50円		
		めくり		1台	150円		
		高座用座布団		1枚	150円		
		バトン		1本	300円		
照明設備	大ホール	照明セッ	Aセット	一式	5,500円	作業時・リハーサル用	
			Bセット	一式	8,500円	講演会・式典用	
			Cセット	一式	9,700円	反響板使用の演奏会用	
			Dセット	一式	19,500円	一般・コンサート等用	
		ローアーホリゾントライト		1本	200円		
		センターピンスポットライト		1台	2,200円	2キロワットクセノン	
		ダブルマシン		一式	1,200円		
		オーロラマシン		1台	650円	750ワット	
		フットライト		1列	650円		
		ボーダーライト		1列	2,000円		
	音響反射板照明		一式	3,000円			
	小ホール	ボーダーライト		1列	500円		
		アッパーホリゾントライト		1列	600円		
		サスペンションライト		1列	400円		
		フットライト		1列	300円		
		ストリップライト		1本	100円		
		シーリングスポットライト		1列	1,200円	13台一式のセット料金	
	大ホール 小ホール 共通設備	ピンハロゲン		1台	650円		
		コンダクタースポットライト		1台	450円		
		エフェクトマシン		一式	1,200円	種板先玉付	
		フットスポットライト		1台	250円	500ワット	
		リップルマシン		一式	600円		
		ストロボ		一式	3,000円	300ワット2対向	
		オーロラマシン		1台	650円	750ワット	
		ブラックライト		1本	300円		
		スポット ライト	2キロワット		1台	350円	
			1キロワット		1台	200円	
0.5キロワット			1台	150円			
スポックスライト		1台	200円	500ワット			
ミラーボール		1台	600円				
ACライト		一式	2,000円				
スピナー		1台	1,000円				

附帯設備名		単位	利用料金	備考			
音響設備	大ホール	エレベーターマイクロホン装置	1基	500円	油圧式		
		3点つりマイクロホン装置	1基	1,300円			
		中継放送室	1室	1,500円			
	大ホール 小ホール 共通設備	2点つりマイクロホン装置		1基	1,000円		
		ワイヤレスマイクロホン	大・小ホール	1本	1,500円	電池付	
			その他	1本	1,000円		
		マイクロホン	ダイナミック型	大・小ホール	1本	300円	マイクスタンドを含む
				その他	1本	200円	
			コンデンサー型	1本	400円	マイクスタンドを含む	
		MSマイクロホン		一式	1,300円	三点つりマイクロホン	
		マイクロホン スタンド	簡易移動 エレベーター型	1台	300円		
			マイクスタンド	1台	200円	マイクロホン単体料金	
		レコードプレーヤー		1台	250円		
		テープレコーダー	大・小ホール	1台	500円		
			その他	1台	300円		
		デジタルオーディオ テープレコーダー		1台	500円		
		CDプレーヤー		1台	400円		
	ミニディスクデッキ		1台	350円			
	エコーマシン		1台	500円			
	映写 スライド 設備	スライド映写機		1台	600円		
オーバーヘッドプロジェクター		1台	900円				
ビデオ・モニターテレビ		一式	900円				
スクリーン		大ホール	1枚	1,000円			
		小ホール	1枚	500円			
		移動式	1枚	150円			
		集会室 シネマスコープ	一式	200円	レンズを含む		
ビデオプロジェクター		固定式	一式	5,000円			
		移動式	一式	3,000円			
		集会室	一式	4,000円			
液晶コンピューター・ ビデオプロジェクター	移動式	一式	1,500円				

附帯設備名		単位	利用料金	備考	
その他	大ホール	小楽屋（舞台利用者に限る。）	1室	2,000円	浴室・洗面所付
		浴室（舞台利用者に限る。）	1室	1,000円	
	持込器具利用電源		1キワット	150円	
	展示板		1面	200円	
	展示板用スポットライト		1個	150円	
	集会室	金びょうぶ	1双	500円	
		銀びょうぶ	1双	500円	

備考

- 1 附帯設備の利用料金は、条例別表に規定する施設の利用区分（全日を除く。）ごとに1回分として算出する。ただし、いす、講面台、展示板及び展示板用スポットライトは、全日を1回分として算出する。
- 2 利用時間を延長した場合の附帯設備の利用料金は、条例別表備考第8項に規定する施設の利用料金の加算の例による。
- 3 照明セットの内訳は、次のとおりとする。
 - (イ) Aセット（作業時・リハーサル用）ポーターライト3列
 - (ロ) Bセット（講演会・式典用）ポーターライト3列、アッパーホリゾンライト8回路、サスペンションライト（1列）、シーリングライト（24台）、フロントライト（24台）
 - (ハ) Cセット（反響板使用の演奏会用）ポーターライト1列、アッパーホリゾンライト8回路、サスペンションライト（1列・プロセミアムサスペンションライト23台を含む）、シーリングライト（24台）、フロントライト（24台）、音響反射板照明
 - (ニ) Dセット（一般・コンサート等用）ポーターライト3列、アッパーホリゾンライト8回路、プロセミアムサスペンションライト（23台）、第一シーリングライト（24台）、第二シーリングライト（36台）、第二フロントライト（22台）、第三フロントライト（24台）、第一・第二・第三サスペンションライト（64台）音響反射板照明を含む

7 指定管理者による管理の内容

「荒川区民会館条例」(以下条例という)の第4条に、荒川区民会館の管理は指定管理者によるとして、下記のように定められている。

(指定管理者による管理)

第4条 会館の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって、区長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

区は平成18年4月1日から、指定管理者としてMKT共同事業体を指定し、3年ごとに公募と更新を繰返して決定している。平成24年4月1日から平成27年3月31日まで、引続きMKT共同事業体が指定管理業務を行うことになっている。

(1) MKT共同事業体の構成員

三菱電機ビルテクノサービス株式会社
株式会社共立
株式会社スペースネットワーク

(2) 事務所所在地

荒川区荒川七丁目19番1号
(三菱電機ビルテクノサービス株式会社)

(3) 指定管理者が行う業務

文化活動の実施に関する業務
文化活動及び地域コミュニティ活動に関する相談及び情報の提供に関する業務
施設及び附帯設備(以下「施設等」という。)の利用に関する業務
施設等の利用等の承認、不承認及び利用の取消に関する業務
施設等の利用料金の収受、減免及び還付に関する業務
施設等の維持管理に関する業務
前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務

(4) 指定管理料と利用料金制度

区は指定管理者に指定管理料を支払い、指定管理者は利用料金制度により、利用者から利用料金を徴収している。

管理物件

(1) 管理施設

荒川区民会館 (サンパール荒川)

所在地 : 荒川区荒川一丁目 1 番 1 号

施設規模 : 鉄骨鉄筋コンクリート造地下 1 階地上 6 階

延べ床面積 : 8 7 4 8 . 0 5 m²

・主な施設

地上 1 階 : 大ホール、第 1 楽屋、第 2 楽屋、和室楽屋、個室楽屋 2 室

2 階 : 管理事務所、区民ロビー

3 階 : 小ホール、楽屋 2 室

4 階 : 集会室 第 1 (洋室) 第 2 (洋室) 第 3 (洋室)
第 4 (和室)

5 階 : 集会室 高砂 (洋室) 羽衣 (洋室) 末広 (洋室)

6 階 :

地下駐車場

・建物共用部分、建物設備、外構、植栽

(2) 管理物品 [備品等 (種および 種)]

詳細省略

(3) 参考

・管理施設内における管理物件以外の主な施設

(行政財産使用許可中の施設)

地下 1 階 : 主厨房

地上 2 階 : レストラン (レストランモア)

A C C ブランチ (A R A K A W A 1 - 1 - 1 ギャラリー)

6 階 : 荒川コミュニティカレッジ

荒川区民会館(サンパール荒川)の平成24年度決算書は次のとおりである。

(単位:円)

大項目	科目	予算額	決算額	予算実績対比(%)	備考
収入項目	指定管理料	168,431,000	173,629,050	103.1%	
	利用料金収入	63,434,000	66,279,778	104.5%	
	その他	3,000,000	4,399,004	146.6%	
収入合計(A)		234,865,000	244,307,832	104.0%	
支出	人件費	56,356,786	53,475,767	94.9%	
指定 管理 事業	福利厚生費	0	0		
	旅費交通費	50,000	4,360	8.7%	
	研修費	20,000	12,600	63.0%	
	消耗品費	2,000,000	1,414,928	70.7%	
	印刷製本費	50,000	0	0.0%	
	光熱水費	49,000,000	46,864,316	95.6%	
	修繕費	17,847,000	22,810,376	127.8%	
	修繕費執行残返納金	0	234,000		
	通信運搬費	370,000	274,585	74.2%	
	広告費	160,000	159,600	99.8%	
	委託料	71,876,611	70,636,319	98.3%	
	損害保険料	310,000	302,320	97.5%	
	賃借料	650,000	169,575	26.1%	
	租税公課	20,000	14,000	70.0%	
	本部経費	35,064,474	39,185,785	111.8%	
	基準額超返納金	0	1,422,000		
	コミュニティカレッジ・ACC清掃費	0	1,130,520		
	雑費	1,090,129	891,490	81.8%	
	管理費合計	178,508,214	185,526,774	103.9%	
	支出合計		234,865,000	239,002,541	101.8%
収支差額		0	5,305,291		
自主 事業	自主事業収入	0	0		
	自主事業支出(事業費)	0	0		
	収支差額	0	0		
施設 合計	総収入	234,865,000	244,307,832	104.0%	
	総支出	234,865,000	239,002,541	101.8%	
	施設全体収支差額	0	5,305,291		

1 支出(事務費・管理費)のうち、委託料、租税公課、本部経費及び所管課が指定する科目は、科目ごとに「科目別内訳書」を作成すること

ただし科目別実績見込み内訳書は、事業者が作成する総勘定元帳を代用しても構わない

2 支出(事務費・管理費)全体の5%を超える費用は科目に入れる。支出の「その他」の比率は、同費用全体の5%以内とする

8 (株)レストランモア他の荒川区民会館施設入居者

荒川区民会館にはMKT共同事業体が管理運営する部分の他に、(株)レストランモア、社会教育課、ACCが同居している。使用場所及び管理運営場所は、各階ごとに次のとおりである。

階数	MKT共同事業体	(株)レストランモア	社会教育課	ACC
1階	受付・大ホール・舞台・楽屋(5室)	残菜庫・自動販売機他		
2階	舞台事務所・管理事務所	レストラン・事務所他		ARAKAWA1-1-1 ギャラリー
3階	小ホール・舞台・楽屋(2室)			
4階	集会室(4室)・屋上庭園	倉庫		
5階	集会室(3室)・庭園	配膳室・クローク・倉庫		
6階			荒川コミュニティカレッジ	
地下	屋内駐車場・大道具倉庫	厨房・食品庫他		

(1) (株)レストランモア

(株)レストランモアに対しては、荒川区行政財産使用許可書(以下「使用許可書」という。)により、荒川区民会館の建物の一部の使用を許可している。

使用面積	540.92平方メートル
使用期間	平成24年4月1日～平成25年3月31日
使用料	毎月の売上金額(奉仕料除く)に8.0%を乗じた金額

平成18年7月から使用許可を出し、毎年、更新している。

使用料及び(株)レストランモアが使用する光熱水費については、直接、区の歳入となっている。平成24年度の行政財産使用料は4,274,472円、光熱水費は3,784,100円の歳入となっている。

(2) 社会教育課

荒川区は荒川区民会館の6階部分を区の社会教育課に使用承認を出し、荒川コミュニティカレッジ事業実施目的のために、使用を承認している。

使用面積	652.79平方メートル
使用期間	平成24年4月1日～平成25年3月31日
使用料	免除

光熱水費については、荒川コミュニティカレッジが使用した部分に対しては、実費負担をし、4半期ごとに、MKT共同事業体に支払っている。平成24年度の光熱水費支払額は、2,068,358円であった。

この他に、MKT共同事業体と荒川区は荒川コミュニティカレッジが利用する部分の清掃委託の業務委託契約書を締結し、清掃費をMKT共同事業体に支払っている。契約金額は1,012,200円である。

(3) ACC

貸主荒川区を甲、借主ACCを乙、MKT共同事業体を丙として、甲乙丙間において、民法第593条に基づく建物使用貸借契約を締結している。

貸付面積	2階の一部 102.33平方メートル
契約期間	平成24年4月1日～平成27年3月31日
使用料	使用貸借につき無料

ACCは借入物件をACCランチ(分室)として使用する。ACCランチは、窓口と多目的ギャラリースペース「ARAKAWA1-1-1ギャラリー」で構成される。

窓口では、区内の芸術文化活動についての情報提供や相談に応じている。

建物の使用に係る経費(電気・ガス・水道等の光熱水費及び清掃費用)については、ACCがMKT共同事業体の請求に基づき支払うものとする。

建物の使用に関する経費の算出方法は、それぞれ、次の部分について、計算され、支払いが行われている。

(単位：円)

事務機器・照明電力使用料	66,444
空調利用に係る光熱水費増加分	936,792
清掃費	118,320
合計	1,121,556

9 荒川区民会館の利用状況

施設の各集会室、大小ホール別に利用日数を年間利用可能日数で除した利用率を平成20年度～平成24年度ごとに集計比較してみると、下表のとおりとなる。

荒川区民会館（サンパール荒川） 施設利用状況 利用率年度別比較表

施設名	平成24年度			平成23年度			平成22年度		
	利用可能 日数	利用 日数	利用率	利用可能 日数	利用 日数	利用率	利用可 能日数	利用 日数	利用率
			B / A (%)			B / A (%)			B / A (%)
	(A)	(B)	(%)	(A)	(B)	(%)	(A)	(B)	(%)
第1集会室	323	213	65.9%	313	202	64.5%	328	201	61.3%
第2集会室	323	279	86.4%	319	275	86.2%	329	288	87.5%
第3集会室	323	248	76.8%	318	241	75.8%	329	242	73.6%
第4集会室	323	222	68.7%	315	197	62.5%	319	154	48.3%
第5集会室	318	177	55.7%	312	163	52.2%	321	200	62.3%
第6集会室	317	147	46.4%	312	141	45.2%	320	166	51.9%
第7集会室	319	170	53.3%	315	167	53.0%	315	179	56.8%
大ホール	268	180	67.2%	257	188	73.2%	298	179	60.1%
小ホール	280	229	81.8%	290	231	79.7%	316	234	74.1%
合計	2,794	1,865	66.8%	2,751	1,805	65.6%	2,875	1,843	64.1%

施設名	平成21年度			平成20年度		
	利用可能 日数	利用 日数	利用率	利用可能 日数	利用 日数	利用率
	(A)	(B)	B / A (%)	(A)	(B)	B / A (%)
第1集会室	307	180	58.6%	340	204	60.0%
第2集会室	310	273	88.1%	338	303	89.6%
第3集会室	309	241	78.0%	338	281	83.1%
第4集会室	309	127	41.1%	336	139	41.4%
第5集会室	304	190	62.5%	335	185	55.2%
第6集会室	303	161	53.1%	335	156	46.6%
第7集会室	306	184	60.1%	336	170	50.6%
大ホール	284	182	64.1%	303	173	57.1%
小ホール	305	254	83.3%	325	271	83.4%
合計	2,737	1,792	65.5%	2,986	1,882	63.0%

平成22年8月に廃止された、結婚式場と控室については、比較するのを省略した。

利用率については、5年間を比較してみても、全体で60%強であり、ほぼ一定の利用が行われている。

荒川区民会館の施設利用を、各集会室ごと、大小ホール別に、午前・午後・夜間と区別利用件数を、平成20年度～平成24年度ごとに集計し、区別利用件数を利用可能回数で除した回転率を算出したのが、下表のとおりである。

荒川区民会館（サンパール荒川） 施設利用状況 回転率年度別比較表

施設名	平成24年度			平成23年度			平成22年度		
	利用可能回数	利用件数	回転率	利用可能回数	利用件数	回転率	利用可能回数	利用件数	回転率
			D / C			D / C			D / C
	(C)	(D)	(%)	(C)	(D)	(%)	(C)	(D)	(%)
第1集会室	945	384	40.6%	866	366	42.3%	976	376	38.5%
第2集会室	946	609	64.4%	886	569	64.2%	979	608	62.1%
第3集会室	945	496	52.5%	882	496	56.2%	979	487	49.7%
第4集会室	947	384	40.5%	886	360	40.6%	951	283	29.8%
第5集会室	930	322	34.6%	860	314	36.5%	955	384	40.2%
第6集会室	927	284	30.6%	859	260	30.3%	952	323	33.9%
第7集会室	932	328	35.2%	869	307	35.3%	937	331	35.3%
大ホール	774	446	57.6%	727	475	65.3%	886	445	50.2%
小ホール	811	514	63.4%	812	508	62.6%	941	535	56.9%
合計	8,157	3,767	46.2%	7,647	3,655	47.8%	8,556	3,772	44.1%

施設名	平成21年度			平成20年度		
	利用可能回数	利用件数	回転率	利用可能回数	利用件数	回転率
			D / C			D / C
	(C)	(D)	(%)	(C)	(D)	(%)
第1集会室	911	329	36.1%	1,013	379	37.4%
第2集会室	910	557	61.2%	1,003	651	64.9%
第3集会室	906	475	52.4%	1,002	577	57.6%
第4集会室	911	240	26.3%	1,004	233	23.2%
第5集会室	898	365	40.6%	1,003	332	33.1%
第6集会室	898	302	33.6%	1,003	287	28.6%
第7集会室	901	324	36.0%	1,006	300	29.8%
大ホール	844	463	54.9%	905	431	47.6%
小ホール	897	561	62.5%	970	568	58.6%
合計	8,076	3,616	44.8%	8,909	3,758	42.2%

回転率は、各集会室、大小ホール共に低く、全体では40%強となっている。

荒川区民会館の利用状況を主催者別に集計してみると、平成24年度においては、下表のとおりとなっている。

荒川区民会館（サンパール荒川） 平成24年度 主催者別利用状況

施設名	総数		ACC		荒川区		区内官公署		区内商工団体		区内政党・労組		区内文化団体	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
第1集会室	255	3.1%	8	3.1%	18	7.1%	2	0.8%	10	3.9%	9	3.5%	8	3.1%
第2集会室	386	1.0%	4	1.0%	41	10.6%	0	0.0%	18	4.7%	23	6.0%	12	3.1%
第3集会室	302	2.0%	6	2.0%	45	14.9%	0	0.0%	11	3.6%	19	6.3%	8	2.6%
第4集会室	237	4.6%	11	4.6%	15	6.3%	0	0.0%	11	4.6%	8	3.4%	1	0.4%
第5集会室	204	1.0%	2	1.0%	38	18.6%	1	0.5%	7	3.4%	4	2.0%	8	3.9%
第6集会室	155	1.3%	2	1.3%	50	32.3%	0	0.0%	3	1.9%	3	1.9%	4	2.6%
第7集会室	190	0.5%	1	0.5%	77	40.5%	1	0.5%	3	1.6%	6	3.2%	4	2.1%
大ホール	198	17.2%	34	17.2%	33	16.7%	0	0.0%	3	1.5%	0	0.0%	6	3.0%
小ホール	304	3.6%	11	3.6%	44	14.5%	11	3.6%	8	2.6%	25	8.2%	28	9.2%
合計	2,231	3.5%	79	3.5%	361	16.2%	15	0.7%	74	3.3%	97	4.3%	79	3.5%

施設名	総数		区内宗教団体		区内学校		区内企業		区内その他団体		区内個人		区内合計	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
第1集会室	255	0.0%	0	0.0%	3	1.2%	36	14.1%	73	28.6%	13	5.1%	180	70.6%
第2集会室	386	0.8%	3	0.8%	4	1.0%	72	18.7%	121	31.3%	14	3.6%	312	80.8%
第3集会室	302	0.0%	0	0.0%	3	1.0%	59	19.5%	83	27.5%	7	2.3%	241	79.8%
第4集会室	237	0.0%	0	0.0%	2	0.8%	13	5.5%	124	52.3%	17	7.2%	202	85.2%
第5集会室	204	0.0%	0	0.0%	4	2.0%	36	17.6%	57	27.9%	2	1.0%	159	77.9%
第6集会室	155	0.0%	0	0.0%	5	3.2%	19	12.3%	33	21.3%	1	0.6%	120	77.4%
第7集会室	190	0.0%	0	0.0%	1	0.5%	23	12.1%	41	21.6%	1	0.5%	158	83.2%
大ホール	198	0.0%	0	0.0%	25	12.6%	23	11.6%	28	14.1%	2	1.0%	154	77.8%
小ホール	304	0.3%	1	0.3%	12	3.9%	28	9.2%	91	29.9%	17	5.6%	276	90.8%
合計	2,231	0.2%	4	0.2%	59	2.6%	309	13.9%	651	29.2%	74	3.3%	1,802	80.8%

施設名	総数	区外官公署		区外商工団体		区外政党・労組		区外文化団体		区外宗教団体		区外学校	
	件数	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
第1集会室	255	0	0.0%	10	3.9%	1	0.4%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
第2集会室	386	5	1.3%	6	1.6%	1	0.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
第3集会室	302	5	1.7%	2	0.7%	1	0.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
第4集会室	237	5	2.1%	1	0.4%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
第5集会室	204	0	0.0%	1	0.5%	1	0.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
第6集会室	155	0	0.0%	0	0.0%	1	0.6%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
第7集会室	190	0	0.0%	0	0.0%	1	0.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
大ホール	198	0	0.0%	0	0.0%	2	1.0%	0	0.0%	0	0.0%	4	2.0%
小ホール	304	0	0.0%	3	1.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.3%
合計	2,231	15	0.7%	23	1.0%	8	0.4%	0	0.0%	0	0.0%	5	0.2%

施設名	総数	区外企業		区外その他団体		区外個人		区外その他		その他		区外合計	
	件数	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
第1集会室	255	32	12.5%	29	11.4%	3	1.2%	0	0.0%	0	0.0%	75	29.4%
第2集会室	386	41	10.6%	18	4.7%	3	0.8%	0	0.0%	0	0.0%	74	19.2%
第3集会室	302	39	12.9%	13	4.3%	1	0.3%	0	0.0%	0	0.0%	61	20.2%
第4集会室	237	9	3.8%	20	8.4%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	35	14.8%
第5集会室	204	16	7.8%	23	11.3%	4	2.0%	0	0.0%	0	0.0%	45	22.1%
第6集会室	155	11	7.1%	21	13.5%	2	1.3%	0	0.0%	0	0.0%	35	22.6%
第7集会室	190	12	6.3%	17	8.9%	2	1.1%	0	0.0%	0	0.0%	32	16.8%
大ホール	198	18	9.1%	20	10.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	44	22.2%
小ホール	304	6	2.0%	13	4.3%	5	1.6%	0	0.0%	0	0.0%	28	9.2%
合計	2,231	184	8.2%	174	7.8%	20	0.9%	0	0.0%	0	0.0%	429	19.2%

荒川区民会館の平成24年度の主催者別利用状況を見てみると、区内の主催者が全体で80%、区外的主催者が20%となっている。

荒川区民会館の利用状況を主催者を区内と区外に分けて、各集会室、大小ホールの平成20年度～平成24年度の年度別比較を行うと、下表のとおりとなる。

荒川区民会館（サンパール荒川） 施設利用状況 主催者年度別比較表

施設名	平成24年度			平成23年度			平成22年度		
	利用件数	区内 (率)	区外 (率)	利用件数	区内 (率)	区外 (率)	利用件数	区内 (率)	区外 (率)
第1集会室	255	180 (70.6)	75 (29.4)	233	145 (62.2)	88 (37.8)	238	149 (62.6)	89 (37.4)
第2集会室	386	312 (80.8)	74 (19.2)	363	274 (75.5)	89 (24.5)	418	317 (75.8)	101 (24.2)
第3集会室	302	241 (79.8)	61 (20.2)	296	222 (75.0)	74 (25.0)	315	237 (75.2)	78 (24.8)
第4集会室	237	202 (85.2)	35 (14.8)	221	189 (85.5)	32 (14.5)	168	139 (82.7)	29 (17.3)
第5集会室	204	159 (77.9)	45 (22.1)	187	143 (76.5)	44 (23.5)	226	187 (82.7)	39 (17.3)
第6集会室	155	120 (77.4)	35 (22.6)	154	118 (76.6)	36 (23.4)	177	142 (80.2)	35 (19.8)
第7集会室	190	158 (83.2)	32 (16.8)	184	152 (82.6)	32 (17.4)	202	168 (83.2)	34 (16.8)
大ホール	198	154 (77.8)	44 (22.2)	209	158 (75.6)	51 (24.4)	193	142 (73.6)	51 (26.4)
小ホール	304	276 (90.8)	28 (9.2)	305	280 (91.8)	25 (8.2)	318	286 (89.9)	32 (10.1)
合 計	2,231	1,802 (80.8)	429 (19.2)	2,152	1,681 (78.1)	471 (21.9)	2,255	1,767 (78.4)	488 (21.6)

施設名	平成21年度			平成20年度		
	区分別 利用件数	区民 (率)	区民以 外(率)	区分別 利用件数	区民 (率)	区民以 外(率)
第1集会室	214	156 (72.9)	58 (27.1)	248	182 (73.4)	66 (26.6)
第2集会室	377	285 (75.6)	92 (24.4)	462	352 (76.2)	110 (23.8)
第3集会室	299	233 (77.9)	66 (22.1)	373	284 (76.1)	89 (23.9)
第4集会室	140	98 (70.0)	42 (30.0)	150	125 (83.3)	25 (16.7)
第5集会室	227	199 (87.7)	28 (12.3)	226	198 (87.6)	28 (12.4)
第6集会室	183	162 (88.5)	21 (11.5)	173	148 (85.5)	25 (14.5)
第7集会室	209	175 (83.7)	34 (16.3)	185	155 (83.8)	30 (16.2)
大ホール	208	154 (74.0)	54 (26.0)	189	152 (80.4)	37 (19.6)
小ホール	344	288 (83.7)	56 (16.3)	353	305 (86.4)	48 (13.6)
合 計	2,201	1,750 (79.5)	451 (20.5)	2,359	1,901 (80.6)	458 (19.4)

1 0 周辺施設の稼働率との比較

荒川区民会館の稼働率と周辺施設の稼働率を比較してみると、以下のとおりとなる。(平成22年度のデータ)

・荒川区民会館稼働率(平成22年度)

(開館:1975年 最寄り駅:都電荒川線荒川区役所前電停徒歩2分、東京メトロ日比谷線三ノ輪駅徒歩12分、JR常磐線三河島駅徒歩15分)

大ホール (1120席)	小ホール (300席、281)	第1集会室 (78㎡)	第2集会室 (73㎡)	第3集会室 (85㎡)
50.2%	56.9%	38.5%	62.1%	49.7%
第4集会室 (90㎡)	第5集会室 (92㎡)	第6集会室 (99㎡)	第7集会室 (184㎡)	
29.8%	40.2%	33.9%	35.3%	

参考 周辺区文化施設稼働率(平成22年度)

・文京区 文京シビックホール

(開館:2000年、最寄り駅:東京メトロ丸ノ内線後楽園駅他1線・都営三田線他1線春日駅直結、JR総武線水道橋駅徒歩10分)
JR総武線水道橋駅徒歩10分)

大ホール (1,802席)	小ホール (371席)	多目的室 (213㎡)	練習室1 (108㎡)	練習室2 (96㎡)
80.4%	88.4%	80.1%	87.4%	70.9%
会議室1 (106㎡)	会議室2 (54㎡)	特別応接室 (56㎡)	スカイホール (216㎡)	
81.7%	88.3%	7.4%	76.3%	

・北区 北とぴあ

(開館:1990年、最寄り駅:JR京浜東北線・東京メトロ南北線王子駅下車徒歩2分)

さくらホール (1,300席)	つつじホール (402席)	ベガサスホール (232㎡)	カナリアホール (148㎡)	スカイホール (185㎡)
60.4%	74.9%	52.4%	50.0%	52.3%
飛鳥ホール (511㎡)	研修室・会議室 (13室)	和茶室 (3室)		
81.3%	87.4%	41.4%		

・足立区 シアター1010

(開館：2005年、最寄り駅：JR常磐線・東京メトロ千代田線他1線・つくばエクスプレス・東武伊勢崎線北千住駅徒歩2分)

劇場 (701席)	稽古場1 (164㎡)	稽古場2 (170㎡)	ギャラリー (718㎡)	視聴覚室 (166㎡)
56%	76%	43%	76%	44%
アトリエ (222㎡)	講義室1 (96㎡)	講義室2 (69㎡)	音楽練習室1 (51㎡)	音楽練習室2 (24㎡)
49%	55%	53%	51%	35%

・墨田区 すみだトリフォニーホール

(開館：1997年、最寄り駅：JR総武線錦糸町駅徒歩3分、東京メトロ半蔵門線錦糸町駅徒歩5分)

大ホール (1,801席)	小ホール (252席)	練習室1 (87㎡)	練習室2 (21㎡)	練習室3 (18㎡)
80%	80%	72%	82%	81%

・台東区 浅草公会堂

(開館：1977年、最寄り駅：東京メトロ銀座線浅草駅徒歩5分、つくばエクスプレス浅草駅徒歩3分)

ホール (1,082席)	第1集会室 (106㎡)	第2集会室 (106㎡)	第3集会室 (106㎡)	展示ホール (173㎡)
72.5%	44.5%	45.3%	39.1%	61.4%

第三 監査の結果及び意見

1 予算・決算関係について

(1) 荒川区の歳入・歳出について

荒川区における荒川区民会館の平成24年度の歳入歳出の予算と決算は以下のとおりである。

(単位:千円)

(歳入)

項目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	予算現額と調定額との比較	調定額に対する収入率
	(A)	(B)	(C)	B) - (C)	(B) - (A)	C / B
区民会館使用料						
区民会館レストラン行政財産使用料	5,040	4,274	4,274	0	-766	100.00%
計	5,040	4,274	4,274	0	-766	100.00%
雑入						
光熱水費受入						
区民会館レストラン光熱水費	5,910	3,784	3,784	0	-2,126	100.00%
指定管理者利益納付金						
荒川区民会館利用料金収入基準額超過分納付金	1	1,422	1,422	0	1,421	100.00%
計	5,911	5,206	5,206	0	-705	100.00%
合計	10,951	9,480	9,480	0	-1,471	100.00%

(歳出)

項目	当初予算額	補正流充用額	予算現額	支出済額	不用額	備考
	(A)	(B)	(C)	(D)	(C) - (D)	
区民会館管理運営費						
報償費	20		20	0	20	
一般需用費	33		33	0	33	
委託料	191,488	4,424	195,912	195,678	234	
備品購入費	1,347	798	2,145	2,103	42	
負担金補助及び交付金	10		10	0	10	
計	192,898	5,222	198,120	197,781	339	
区民会館営繕費						
需用費	10,841	-1,627	9,214	9,214	0	
委託料	8,556		8,556	8,556	0	
工事請負費	3,793	-737	3,056	3,055	1	
計	23,190	-2,364	20,826	20,825	1	
合計	216,088	2,858	218,946	218,606	340	

(2) M K T 共 同 事 業 体 の 予 算 額 ・ 実 績 額 に つ い て

M K T 共 同 事 業 体 の 平 成 2 4 年 度 の 予 算 額 と 実 績 額 の 差 異 に つ い て は 、 下 表 の と お り で あ る 。

(単 位 : 千 円)

項 目	科 目	予 算 額 (A)	実 績 額 (B)	差 異 (B) - (A)	予 算 実 績 対 比
収 入					
	指定管理料	168,431	173,629	5,198	103.1%
	利用料金収入	63,434	66,280	2,846	104.5%
	その他	3,000	4,399	1,399	146.6%
	収入合計	234,865	244,308	9,443	104.0%
支 出					
(人件費)	人件費	56,357	53,475	-2,882	94.9%
(事務費・管理費)	福利厚生費	0	0	0	
	旅費交通費	50	4	-46	8.0%
	研修費	20	13	-7	65.0%
	消耗品費	2,000	1,415	-585	70.8%
	印刷製本費	50	0	-50	0.0%
	光熱水費	49,000	46,864	-2,136	95.6%
	修繕費	17,847	22,810	4,963	127.8%
	修繕費執行残金		234	234	
	通信運搬費	370	275	-95	74.3%
	広告費	160	160	0	100.0%
	委託料	71,877	70,636	-1,241	98.3%
	損害保険料	310	302	-8	97.4%
	賃借料	650	170	-480	26.2%
	租税公課	20	14	-6	70.0%
	本部経費	35,064	39,186	4,122	111.8%
	基準額超返納金		1,422	1,422	
	コミュニティ・ACC清掃費		1,131	1,131	
	雑費	1,090	891	-199	81.7%
	管理費合計	178,508	185,527	7,019	103.9%
	支出合計	234,865	239,002	4,137	101.8%
	収支差額	0	5,306	5,306	

= 監査の結果及び意見 =

1 荒川区の歳入の予算現額との主な差異について

区民会館レストラン行政財産使用料については、平成22年度の実績5,025千円に近い予算現額として5,040千円を見積もっている。

差異については、平成22年8月に結婚式場及び控室を廃止したことが要因の1つとも考えられるが、宴会収入は減っている。また、予算確定後に使用料率を変更したことも差異の一因となっている。レストラン光熱水費の歳入についても、平成23年度は東日本大震災や節電の影響で大幅に減少し、3,940千円となっている。

平成24年度は、実績3,784千円に対して予算現額が5,910千円であり、2,126千円の差異が生じている。結婚式場を完全運営していた平成21年度においても、光熱水費の歳入は5,871千円であった。行政財産使用料、光熱水費歳入についての予算現額の算定根拠に、問題があるのではないかと思われる。

2 荒川区の歳出の当初予算額と補正流充用額について

予算現額と支出済額については大きな差異はないが、当初予算額とは差異が生じている。

平成24年度の区民会館管理運営費の委託料の当初予算額は1,914,888千円であったが、補正流充用額が4,424千円発生している。これらは、区民会館営繕費やムーブ町屋や日暮里サニーホールの営繕費等から流用している。

区民会館管理運営費の委託料の主なものは、指定管理者委託料の1,598,875千円であるが、24年度開始当初予定していた、区民会館営繕費の需用費の大ホール吊物電動ワイヤー交換工事9,214千円と区民会館営繕費の委託料の冷温水ポンプ補修工事費の8,556千円の他に追加修繕費がかかったためである。

これの主な原因としては、修繕費の当初予算額の区の算定方法は経過年数に応じた1㎡当りの営繕単価に建物延べ床面積を乗じて算出されているが、築年数21年からは一定額になるため、荒川区民会館のように古い建物については、当初予算より、修繕費が増えることになる。

区の修繕費の当初予算額の計上の仕方としては、それぞれの建物について、必要な適正額を見積もる必要があるのではないかと考える。

3 M K T 共同事業体の予算額と実績額の差異について

人件費の差異は、区に届け出ている常駐職員の人数の減少による。しかし、実際にはアルバイトなど臨時職員の増加や本部社員の借り出しなどが、すべて本部経費に含まれているため、実態と乖離している。臨時職員などの手当ても、時給に実働時間を乗じて計算し、人件費に含めて報告する必要があるのではないかとと思われる。

光熱水費については、平成24年度の東京電力の値上げを見越して、電気代を2,507千円上乘せして、予算計上していた。予算確定後、光熱水費の算出方法が使用実態に合わせて変更され、併せて光熱水費の節減努力によっても実績が減少したため、実績額は予算額よりも2,136千円下回った。

修繕費が4,963千円と予算より大幅に増加したのは、設備等が経年化により、不具合が生じることが多く、追加修繕が発生したためである。

2 利用料金について

(1) 利用料金の設定

指定管理者は荒川区から交付される指定管理料と利用者から徴収する利用料金とを主な財源として荒川区民会館の運営を行うこととされ、いわゆる「利用料金制度」が採用されている。このため、荒川区民会館の利用料金（附帯設備の利用料金を含む。）は指定管理者が窓口にて徴収し、荒川区の歳入ではなく、指定管理者の収入とされる。

具体的な利用料金は、荒川区民会館条例に定める額の範囲内において、指定管理者が区長の承認を得て定めるものとされており、現状、荒川区民会館条例に定める上限額が利用料金として設定されている。

また、マイク等を始めとする附帯設備の利用に係る料金は、附帯設備1単位ごとの利用回数1回につき、3万円を限度として指定管理者が区長の承認を得て定めるものとされている。

(2) 利用の申請と利用料金納付

荒川区民会館の利用希望者は、荒川区民会館の窓口にて（もしくは電話にて）施設の空き状況を問い合わせ、仮予約を行う必要がある。仮予約の申込み期間は以下のとおりである。また、荒川区内利用者を対象として、申込み開始日（毎月の初日営業日）に抽選会を実施しており、電話での仮予約の受け付けは、抽選会実施後に開始される。

区分	団体の事務局又は代表者の住所 (個人利用は住所又は在勤地)	
	荒川区	荒川区以外
大ホール 小ホール	利用月1年前の最初の営業日から利用日の7日前まで	利用日11ヶ月前の最初の営業日から利用日の7日前まで
大ホールホワイエ	利用月3ヶ月前の最初の営業日から利用日の7日前まで	利用日2ヶ月前の最初の営業日から利用日の7日前まで
第1～第7集会室	利用月3ヶ月前の最初の営業日から利用日の3日前まで	利用日2ヶ月前の最初の営業日から利用日の3日前まで

そのうえで、仮予約日から概ね1週間以内に、荒川区民会館窓口にて、利用申請書とともに利用料金を支払うことにより、予約が確定し利用が承認されることとなる。

利用希望者は、催し物の名称、目的、入場料の有無、時間等を利用申請書に記載し提出する。利用・変更・取消等にあたっては、以下の書類を窓口にて提出する必要がある。

内容	申請書類
利用申請	利用申請書
利用料金還付	利用料還付請求書
利用料金減免	利用料減免申請書
利用変更・取消	利用変更・取消申請書
利用時間繰上げ・延長	利用時間繰上げ・延長申請書

(3) 利用料金納付の特例

本来、利用の承認を受けた者は、直ちに利用料金を指定管理者に前納しななければならないとされているが、大ホールについては、荒川区民会館条例施行規則第11条において、以下のような特別の定めが置かれている。

荒川区又はACCが利用する場合には、利用日の前日までに納付することができるものとする。

利用承認の際に利用料金の全額を納付することが困難であると認められる場合には、利用承認の際に規定の利用料金の額の100分の50以上に相当する額を納付したときに限り残額は、利用日の15日前までに納付することができるものとする。

利用承認の際に規定の利用料金の額の100分の50以上の額を納付することが特に困難と認められる場合には、利用日までに納付することができるものとする。

(4) 利用料金の減額

指定管理者は、荒川区民会館条例施行規則第12条第1項に定める以下の事項に該当する場合、利用料金の100分の50に相当する額を減額することができることとされている。ただし、附帯設備利用料金は、この対象とはならない。

区又は官公署が、自ら行政目的のため利用するとき。

公共的団体が、自ら又は区若しくは官公署と共同で公益目的のため利用するとき。

区長が特別の理由があると認めたとき。

なお、官公署の範囲は、国、地方公共団体（公営企業を含む。）及び公共企業体であり、原則として、区内に所在するものに限られる。また、減免の対象となる公共的団体については、予め「使用料の減免対象となる公共的団体一覧表」として荒川区が取りまとめている。荒川区社会福祉協議会を始めとする公共的団体から減免の申請がなされた場合には、指定管理者は、この表を参照し、減免の対象となる団体か否かを判断する。

（５）利用料金の免除

荒川区民会館条例施行規則第１２条第２項において、荒川区が芸術文化事業を実施するときは、荒川区民会館の利用料金を免除することができる」とされている。また、「ＡＣＣに係る荒川区民会館の利用料金の減免補填に関する覚書」第２条において、荒川区は芸術文化事業をＡＣＣと共同主催していることから、荒川区が文化芸術活動を実施することに含めると解釈し、ＡＣＣに係る荒川区民会館の利用料金は免除することとされている。

（６）利用料金の減免額の補填

荒川区民会館の指定管理には利用料金制度が採用されている。このため、条例等に基づいて利用料金を減免した場合には、荒川区民会館の管理に関する年度協定書第６条により、荒川区は指定管理者に対して、利用料金の減免相当額を補填することとしている。

また、ＡＣＣに係る荒川区民会館の利用料金は免除されているが、当該免除額についても、荒川区は指定管理者に対して、利用料金の減免相当額を補填することとしている。

（７）現金及び預金の管理方法

施設利用料金は原則として現金にて授受される。利用者の受付となるのは１階会館窓口である。減免上限額を超えたＡＣＣの会場使用料及び付帯設備使用料は月末締めで、指定管理者からの請求に基づき、ＡＣＣが指定管理者指定口座に銀行振込みをしている。

荒川区民会館の小口現金の管理は、１日２回締め作業を行い入出金伝票に

て現金実査を行っている。

施設利用のキャンセルに伴う返金については、当月分については小口現金から返金し、前月分までについては別途還付用小口現金から出金する。

預金口座は、売上入金用と前受金入金用の2つの口座が開設されている。

小口現金は毎営業日に売上入金用口座に入金し、預け入れた後に入金を受けたものについては翌営業日に入金する。

翌年度の施設利用に係る前受利用料金については、区のシステムにて集計された金額について毎月報告を受け、売上入金用口座から前受金入金用口座に振り替えている。

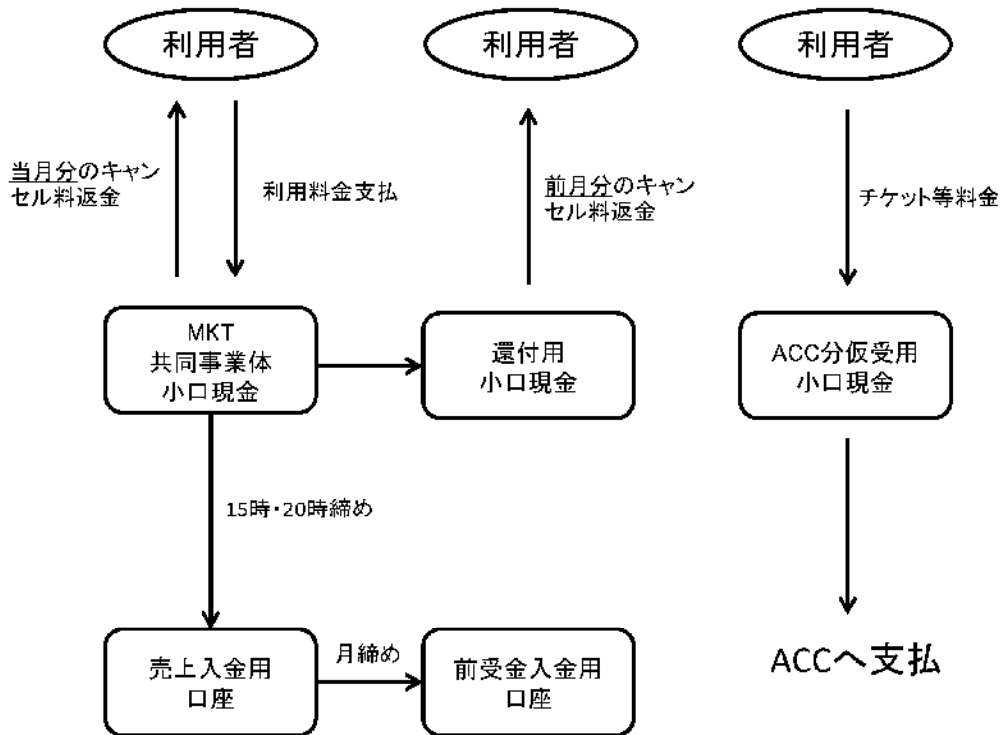
監査人は、荒川区民会館の往査時（平成25年8月9日）に小口現金の実査を行い、405,770円の現金を確認した。

併せて、平成25年3月31日及び平成25年8月9日時点の残高について、入出金伝票、現金収入集計明細表（日計）、売上入金用口座への入金額のいずれとも一致することを確認した。

（単位：円）

勘定科目名	平成25年3月31日 残高	平成25年8月9日 残高
現金（利用者収入）	794,875	49,000
現金（手許現金）	173,014	240,900
現金（小口）	40,000	115,870
合計	1,007,889	405,770

<現金及び預金の流れ>



= 監査の結果及び意見 =

1 利用申請書等の不備について

平成24年度利用申請書よりサンプルを抽出し、売上高(利用者収入)及び現金収入集計明細票(日計)と照合したところ、以下のような問題点が発見された。また、これ以外にも、軽微ながら書類不備や記載不備が散見された。今後、申請書類等の受領を徹底するとともに、記載内容についても、漏れや不備等がないよう、受領時の確認作業を徹底する必要がある。

施設分類	利用日	発見事項
大ホール	H24.4.15	利用変更・取消申請書不備。利用変更に伴う104,000円から130,000円への料金変更、及び差

		額 26,000 円を徴収した申請書が作成されていなかった。
小ホール	H24.5.24	利用料減免申請書記載漏れ。利用料金減免のためには利用料減免申請書に減免理由を記載する項目があるが、白紙であった。

2 利用料減免申請書の受領の徹底等について

平成24年10月の減免実績をサンプルとして、利用料減免申請書との照合を実施したところ、本来、利用料減免申請書の提出を受ける必要がある荒川区及び公共的団体の利用の一部に関して、利用料減免申請書の確認ができなかった。現行のルールでは、利用料減免申請書の提出を受けることが減免を受ける要件とされていることから、受領を徹底するとともに、その後の保管についても慎重を期する必要がある。

利用区分	利用日
大ホール、小ホール等	H24.10.5～10.6
大ホール、第1集会室、第2集会室	H24.10.8
第3集会室、第4集会室	H24.10.16
第2集会室	

一方、減免を受けることのできる団体は限られているとともに、利用料減免申請書に記載を要する内容のほとんどは、利用申請書にてカバーされている。実質的に同内容の書面を、複数提出を求める必要性は薄いものと言える。事務の効率化や紙の使用量を削減するためにも、利用申請書兼利用料減免申請書のように一体化することを検討することが望ましい。

また、記載漏れを防ぐためには、利用料減免申請書にあらかじめ想定記載事項を印字し、レ点にて該当項目にチェックを入れる方法を採用する等、申請者に配慮した書式とすることも併せて検討することが望ましい。

なお、往査後の平成25年12月に利用申請書と減免申請書が1枚に統合され、利用者と受付事務の双方にとって改善が図られたことを確認した。

3 予約及び利用料金徴収について

施設の予約や利用料金の徴収は荒川区民会館条例施行規則に基づき行われる。規定が存在しないものについては現場の運用に任せられており、

規定があっても利用者の便宜のため規定とは異なる取り扱いがされているものもある。例として以下のようなケースが発見された。

ケース	発見事項	内容
規定が存在しないもの	抽選の場合のキャンセルの取り扱い	<p>抽選により大ホール、小ホールを押さえた場合、後日キャンセルを認めると他の競合した利用者の不利益になるばかりか、当該予約日の利用が空いてしまう機会損失のリスクが生じる。キャンセル防止のための規定がないため、申し込み時にキャンセルは遠慮する旨の依頼を行うという運用が行われている。</p> <p>抽選で押さえた施設をキャンセルする場合には利用料金の全額納付を求めることができるよう、規則の改正等の対策が必要である。</p>
規定があっても現場の運用で異なる取り扱いがされているもの	集会室が1年前から予約可能	<p>集会室の予約は利用月の3か月前から可能だが、大ホール、小ホールと同時予約であれば1年前からの集会室の予約も可能とする運用となっている。例えば数百人規模の催し物等においては控室が不可欠という配慮からであるが、集会室予約の際そのような取り扱いを認める規定はない。</p> <p>利用者の利益となるケースであるので、予約に関する規定を改定することが望ましい。</p>

現場の運用に任せることには利点と欠点がある。裁量に幅を持たせることで利用者への柔軟な対応が可能になることは利点である。反面、取り扱い方法に裁量の余地が入ることで、利用者ごとに異なる取り扱いがなされるケース、個々の利用者の個別事情に左右されることで事務作業が滞るケースや一般の利用者がその取り扱いを知らないことで利用を諦めるなどの不利益を被るケースも生じうる。現行の規定に網羅されておらず現場に任せている運用を洗い出し、必要であれば規定を整備するなど、取り扱いを明確化することが望まれる。

4 A C C の主催事業の取り扱いについて

1 階の窓口では、施設利用料金の徴収を行っており、原則として各種催事のチケット販売等は主催者が行う。ただし、A C C 主催については例外で、販売代行を行っている。

年間 20 ～ 25 件程度のチケット販売を行っており、約 600 枚程度の販売実績があるとのことである。往査時点（平成 25 年 8 月 9 日）においても、5 種の催事についてチケット販売を行っており、合計で 311,600 円の販売代金が保管されていた。

【チケット販売代金】 (単位：円)

区分	金額
A 歌謡祭	19,500
B 祭典	31,000
C 歌劇	71,500
D 演劇	165,600
E 合唱会	24,000
合計	311,600

平成 23 年度までは、A C C と指定管理者で相互にチケット販売を行う相互協定を締結していた。平成 24 年度から指定管理者の自主事業がなくなったが、利用者の利便性や指定管理者による A C C の事業への協力という考え方により、区からの要望で引き続きチケット販売は行っている。ただし、明文化された取決めはない。

このため、販売枚数の記録や代金管理の方法等についても、指定管理者による任意の方法で行っているが、販売代金の預り金も多額となることがあり、釣り銭管理等も行う必要がある。また、万が一、販売代金の紛失や計算間違い等が生じた際の責任関係も不明確である。毎年度、継続的に実施されているものであり、今後も同様の方法を継続するのであれば、仕様書等において、指定管理業務の中に明確に位置付け、販売枚数の記録や代金管理の方法等についても定めるとともに、責任関係についても明確することが必要である。

なお、平成 24 年度から、2 階の A C C ブランチに A C C の職員が常駐している。このため、当該代金収納業務を A C C に返還することも考えられる。

5 インターネット予約の活用について

現在の荒川区施設予約システムでは、インターネット上で施設の空き状況を一覧でき、利用希望者にとって有用である。仮予約に関しては、1週間以内に窓口で利用申請書の提出と利用料金の納付を行う必要があるが、第1～第3集会室のみ仮予約することができる。

今後、利用者の更なる利便性を図るため、仮予約の対象とする集会室等の拡大を検討することが望ましい。

6 口座振込による利用料金の納付について

現在、利用料金の納付方法は、荒川区民会館窓口において、直接現金を納付する方法のみであるが、大ホール等の利用に関しては、納付額が数十万円を超える催事もあり得る。現金の紛失や盗難等のリスクを避けるためには、窓口における現金取扱高をできる限り少なくすることが重要である。また、利用者に対して多額の現金を持参させることは、来館するまでの間、同様のリスクを利用者に負わせることとなる。

荒川区としては、振込額の錯誤や直後のキャンセル、振り込んだことで、直前まで打ち合せに来ない等のリスクを考慮して、窓口での現金納付に限定しているとのことである。しかし、振込額の錯誤については、利用料金の振込を認めているスポーツ施設やふれあい館等においても同様のリスクが存在しているものであり、振込直後のキャンセルについては、振込が確認できた後に返金する取り扱いを事前に明示し、運用を徹底することにより、解決し得るものとする。また、直前まで打ち合せに来ないリスクについては、例えば、振込の場合には、振込後の一定期間内に、窓口にて利用申請書を受領しなければキャンセルとなり得る取り扱いとする等、必ずしも窓口での現金納付を要件としない運用方法も考えられる。

いずれにしても、利用者側のリスク負担を軽減する観点から、窓口における現金納付だけでなく、口座振込による納付の可否について改めて検討する必要がある。

7 荒川区及び一部の公共的団体の利用料金支払期日について

荒川区民会館条例第14条においては、利用承認を受けた者は、利用の承認を受けた後、直ちに利用料金を指定管理者に前納しなければならないとされており、利用希望者は、利用申請書の提出と併せて、利用料金を納付する取り扱いとなっている。ただし、大ホールの利用に係る利用料金の

納付については特段の定めを置いており、その中において、区又はACCが利用する場合には、利用日の前日までに納付することができるものとしている。

このように大ホールの扱いにおいてのみ、利用日の前日までに納付することを可能とする特例を定めているが、実際には、利用当日に支払っている事例が多く、かつ、大ホールに限らず、小ホールや各種会議室の利用においても同様の取り扱いがなされており、条例等に違反する運用がなされている。

この場合、指定管理者による利用の承認は、利用料金を受領した時点においてなされることから、利用日当日まで、仮予約の状態が継続することになる。結果として、実際に利用されれば納付時期の問題であるが、仮に日程変更等がなされた場合には、他の利用者の利用が阻害されかねない。

加えて、本来であればキャンセル料金が発生する事案にも係わらず、仮予約の状態ではキャンセル料金が発生しないとして、その徴収はなされていない。キャンセル料金は、急なキャンセルによる指定管理者側の機会損失の補填だけではなく、キャンセル自体の抑止効果が期待されるものであるにも関わらず、区又はACCの利用に際しては、実質的に、抑止効果が機能していない状況にある。

区や一部の公共団体において、仮予約をした後、利用承認又はキャンセルするまでに長期間を要しているものについて、実態調査をMKT共同事業体に依頼した。

往査時点で、区の関係者によるものが予約番号の件数では33件、金額では1,503,200円と報告があった。ACCについても同様にあるとのことで、再度、ACC分の調査を依頼した。

確かに、年度末をまたいだ予約等、地方公共団体の予算制度の制約上、利用料金の前納が困難な場合もあり得ることから、大ホール以外の施設利用においても納付の特例を認めるのであれば、特別の理由を限定し、荒川区民会館条例及び施行規則上、明定する必要がある。

また、一部の公共的団体の利用に際しても、同様の事例が見られた。他の公共的団体と差別的な取り扱いをする必要性は薄く、今後、適切な運用を行う必要がある。

8 機会損失について

区やACCについて仮予約の後、利用承認までに長期間を要し、結果的にキャンセルとなった後、利用されなかったもの、すなわち、機会損失が生じているものについて下記のように報告があった。

荒川区 - 期日前及び長期間仮予約に関するキャンセル実績

予約番号	利用日	施設	利用区分	減免額	初回予約日	変更取消日		
22051376	2012.4.1	第5集会室	午前・午後	4,500	2011.3.31	2012.3.1		
		第6集会室	午前・午後	4,500				
		第7集会室	午前・午後	9,050				
		小ホール	午前・午後	21,150				
23028256	2012.4.3	第5集会室	全日	7,150	2012.1.13	2012.3.26		
		第6集会室	全日	7,150				
		第7集会室	全日	14,350				
	2012.4.4	第5集会室	全日	7,150				
		第6集会室	全日	7,150				
		第7集会室	全日	14,350				
	2012.4.5	第5集会室	午前・午後	4,500				
		第6集会室	午前・午後	4,500				
		第7集会室	午前・午後	9,050				
	2012.4.9	第7集会室	午前・午後	9,050				
	2012.4.10	第7集会室	午前・午後	9,050				
	2012.4.11	第7集会室	午前・午後	9,050				
	2012.4.9	第5集会室	午前・午後	4,500			2012.1.13	2012.3.1
		第6集会室	午前・午後	4,500				
2012.4.10		第5集会室	午前・午後	4,500				
		第6集会室	午前・午後	4,500				
2012.4.13		第5集会室	午前・午後	4,500				
		第6集会室	午前・午後	4,500				
23005398	2012.5.23	第7集会室	午後・夜間	10,600	2011.5.11	2012.5.16		
23003618	2012.5.17	大ホール	午後	42,250	2011.4.26	2012.4.4		
23048910	2012.8.27	第3集会室	午前・午後	2,450	2012.3.22	2012.7.13		
	2012.8.28	第3集会室	午前・午後	2,450				
23047559	2012.9.25	第3集会室	午前・午後	2,450	2012.3.13	2012.8.17		

予約番号	利用日	施設	利用区分	減免額	初回予約日	変更取消日
23014366	2013.9.30	第3集会室	全日	3,900	2011.7.27	2012.4.24
		第5集会室	全日	7,150		
		第6集会室	全日	7,150		
		第7集会室	全日	14,350		
		大ホール	全日	130,000		
	2012.10.1	第1集会室	全日	4,900		
		第5集会室	全日	7,150		
		第6集会室	全日	7,150		
		第7集会室	全日	14,350		
		大ホール	全日	130,000		
	2012.10.5	小ホール	全日	32,550		
		第1集会室	全日	4,900	2011.7.27	2012.9.27
		第2集会室	全日	3,900		
		第4集会室	全日	4,900		
		第5集会室	全日	7,150		
	第6集会室	全日	7,150			
	2012.10.6	第1集会室	夜間	1,850		
		第2集会室	夜間	1,450		
		第3集会室	夜間	1,450		
第4集会室		夜間	1,850			
第5集会室		夜間	2,650			
第6集会室		夜間	2,650			
第7集会室		夜間	5,300			
大ホール	夜間	32,500				
23048560	2012.10.23	第3集会室	午前・午後	2,450	2012.3.13	2012.10.2
	2012.10.24	第3集会室	午前・午後	2,450	2012.3.13	2012.8.17
23016272	2012.9.22	第2集会室	午前・午後	2,450	2011.9.12	2012.2.8
		第3集会室	午前・午後	2,450		
24010917	2012.11.7	第3集会室	午前・午後	2,450	2012.6.14	2012.10.29
24015580	2012.11.9	第3集会室	午前・午後	2,450	2012.7.17	2012.10.29
23029828	2012.12.6	第4集会室	午前・午後	3,050	2011.11.9	2012.7.26
		大ホール	午前・午後	53,625		
24020869	2012.12.21	第2集会室	全日	3,900	2012.8.24	2012.10.4
		第3集会室	全日	3,900		
24009879	2013.1.12	第7集会室	午前・午後	9,050	2012.6.6	2012.11.26
24010919	2013.1.9	第3集会室	午前・午後	2,450	2012.6.14	2012.12.13
24031041	2013.1.15	第6集会室	午前・午後	4,500	2012.11.2	2013.1.8
		第7集会室	午前・午後	9,050		
2410920	2013.2.6	第3集会室	午前・午後	2,450	2012.6.14	2012.11.20
24010742	2013.3.7	小ホール	午後・夜間	18,200	2012.6.13	2013.2.21
24044430	2013.3.18	第5集会室	全日	7,150	2013.2.5	2013.3.14
		第6集会室	全日	7,150		
	2013.3.19	第6集会室	全日	7,150		
				合計額	820,625	

A C C - 期日前及び長期間仮予約に関するキャンセル実績

予約番号	利用日	施設	利用区分	利用料額	初回予約日	変更取消日
23020938	2012.6.15	大ホール	全日	217,750	2011.9.2	2012.4.20
	2012.6.16	大ホール	全日	260,000		
23013736	2012.6.30	第1集会室	全日	9,800	2011.7.12	2012.6.5
		第4集会室	全日	9,800		
24006982	2012.7.26	第4集会室	午前・午後	6,100	2012.5.18	2012.7.13
		第1集会室	全日	9,800		
23025038	2012.9.8	大ホール	夜間	65,000	2011.10.3	2012.8.9
		第4集会室	夜間	3,700		
23012604	2012.9.13	大ホール	午前	22,750	2011.6.27	2012.9.9
23030172	2012.11.13	大ホール	全日	214,500	2011.11.12	2012.4.20
23032805	2013.1.27	第5集会室	全日	14,300	2011.12.1	2013.1.12
		第6集会室	全日	14,300		
		第7集会室	全日	28,700		
合計額				876,500		

荒川区の長期間仮予約に関する実績の中で、往査時点では、利用日が平成25年4月1日以降のものが、予約番号の件数では3件、合計金額は259,200円あったため、監査対象年度ではないので、除いたとのことであった。また、キャンセル後新たな予約があり、機会損失になっていないものが予約番号の件数では15件(集会室、ホールの一部も含む)、合計金額が422,175円あった。これらを省いた結果、予約番号の件数では19件、合計金額が820,625円となった。ちなみに、利用日が平成25年4月1日以降の機会損失も含めると、1,074,525円ある。

A C C については、長期間仮予約に関するキャンセル実績が予約番号の件数では7件、合計金額が876,500円である。併せて合計1,697,125円の機会損失が生じていることになる。

仮予約のまま長期間放置し、キャンセルが遅れることは、稼働率にも影響を及ぼし、また、指定管理業者の利用料金収入も減ることになるため、問題である。他の利用者に対しては、仮予約から1週間以内に利用申請書を提出させ、直前キャンセルはキャンセル料も発生しているのであるから、利用者全員の公平性にも欠けると思われる。

今後、仮予約の状態で、仮押さえをするという行為については、見直し改善をされることを提言する。

3 M K T 共同事業体について

三菱電機ビルテクノサービス株式会社（甲）、株式会社共立（乙）、株式会社シアターサポート（丙）（現在：株式会社スペースネットワーク）は荒川区民会館指定管理者共同事業体基本契約書を締結して、M K T 共同事業体を結成し、指定管理業務を遂行している。

株式会社シアターサポートは平成24年3月30日に社名変更登記し、株式会社スペースネットワークとなっていたが、区への名称変更届出書の提出が平成24年5月5日であったため、本基本契約書締結日の平成24年4月1日時点では旧社名となっている。

（1）甲の担当業務

本件事業の運営統括管理業務

- ・荒川区との全般的な交渉窓口業務
- ・本件事業の実施に必要な保険の付保手続き業務
- ・事業体が行う契約締結手続き業務
- ・事業体の会計・決算・監査に係る事務手続き業務
- ・三者間の意見調整
- ・その他、本件事業の実施に関して必要な業務

本施設の維持管理に関する業務

- ・建築物保守管理業務
- ・建築設備保守管理業務
- ・清掃・警備業務
- ・施設管理・保全計画業務

（2）乙の担当業務

本件事業の副運営統括管理業務

本施設の舞台機構管理・操作業務

本施設の舞台機構利用者との打ち合せ業務

本施設の舞台機構備品等保守管理業務

（3）丙の担当業務

本件事業の副運営統括管理業務

本施設を活用した文化事業に関する業務

文化活動及び地域コミュニティ活動に関する相談及び情報提供に関する業務

本施設の受付、日常庶務業務

甲乙丙 3 者間で、毎年度、荒川区民会館指定管理者業務年度協定書を締結し、以下のことを決定する。

- (1) 事業計画を定め、荒川区に提出する。(平成 24 年度予算書)
- (2) 3 者間の担当業務及び費用を決定する。(P. 60 別表第 1)
- (3) 決算において、欠損又は利益が生じた場合は年度協定書に定めた負担及び配分する。
- (4) 費用分担を決定する。(P. 60 別表第 2)

荒川区民会館 平成 24 年度予算書

(単位：円)

	大項目	科目	前年度予算額	予算額	前年比(%)	備考
管 理 事 業	収 入 項 目	指定管理料	161,855,000	168,431,000	104.1%	
		利用料金収入	56,736,000	63,434,000	111.8%	
		文化事業	6,000,000	0	0.0%	
		その他	1,216,000	3,000,000	246.7%	
		収入合計(A)	225,807,000	234,865,000	104.0%	
	人 件 費	人件費	63,264,422	56,356,786	89.1%	
	管 理 費	福利厚生費	0	0		
		旅費交通費	50,000	50,000	100.0%	
		研修費	19,110	20,000	104.7%	
		消耗品費	1,900,000	2,000,000	105.3%	
		印刷製本費	200,000	50,000	25.0%	
		光熱水費	44,000,000	49,000,000	111.4%	
		修繕費	9,291,000	17,847,000	192.1%	
		通信運搬費	350,000	370,000	105.7%	
		広告費	300,000	160,000	53.3%	
		委託料	70,361,313	71,876,611	102.2%	
		損害保険料	310,000	310,000	100.0%	
		賃借料	600,000	650,000	108.3%	
		租税公課	20,000	20,000	100.0%	
		文化事業費	6,000,000	0	0.0%	
本部経費		28,141,155	35,064,474	124.6%		
区納入金・返納金		0	0			
雑費	1,000,000	1,090,129	109.0%			
	管理費合計	162,542,578	178,508,214	109.8%		
	支出合計(B)	225,807,000	234,865,000	104.0%		
	収支差額(A) - (B)					
自 主 事 業	自主事業収入	600,000	0	0.0%		
	自主事業支出(事業費)	600,000	0	0.0%		
	収支差額	0	0			
施 設 合 計	総収入	226,407,000	234,865,000	103.7%		
	総支出	226,407,000	234,865,000	103.7%		
	施設全体収支差額	0	0			

荒川区民会館 業務分担及び業務費用

24年度MKT共同事業体への請求額

別表第1

(単位：円)

項目	平成24年計画値	(月額)平成24/4~平成25/2	平成25/3
A科目	9,827,250	820,050	806,700
B科目	42,847,350	3,570,000	3,577,350
C科目	36,761,771	3,063,480	3,063,491
D科目	32,760,000	2,730,000	2,730,000
E科目	6,620,750	551,250	557,000
F科目	34,480,750	2,873,300	2,874,450
合計	163,297,871	13,608,080	13,608,991

別表第2

費用分担表

項目	共同体	甲	乙	丙
コピー機、ファックス、プリンター				
上記消耗品				
電話、インターネットの通信費				
文具用品、共同体名印鑑、ゴム印				
常駐職員の運營業務上の交通費				
パソコン本体				
パソコンLAN環境				
区から引き継ぐ備品・リース用品				
トイレトーパー				
清掃業務用具、清掃洗剤、ワックス				
ごみ袋				
帳票・伝票類				
設備管理用工具				
管球類、パッキン類、Vベルト				
空調用フィルター				
名刺				
名札				
各種記録用紙				
共同体損害保険(施設賠償・動産・個人情報)				

= 監査の結果及び意見 =

1 MKT共同事業体の経理について

MKT共同事業体の経理は、証憑書類に基づいて、総勘定元帳に記帳し、合計残高試算表を作成している。区に報告された決算報告書は、合計残高試算表からマトリックス表を作成して、区の科目に合わせて適正に作成されている。

平成18年4月に指定管理者として、MKT共同事業体が指名された際に、MKT共同事業体を構成している3社が、「荒川区民会館指定管理者共同事業体基本契約書」を締結し、各社の取り分を決定しそれを12等分して、MKT共同事業体に請求している。(参照：P.60別表第1)

各3社の請求金額について、MKT共同事業体の科目と区の決算書科目の調整を行うと、下表のようになる。

MKT共同事業体の科目と区の科目の調整

(単位：円)

区の決算書		MKT共同事業体					
勘定科目名	残高	A科目	B科目	C科目	D科目	E科目	F科目
(人件費)							
人件費	53,475,767	5,135,757			24,388,156		23,951,854
(事務費・管理費)							
委託料	70,636,319		38,886,887	25,707,732		6,041,700	
本部経費	39,185,785	4,691,493	3,960,463	11,054,039	8,371,844	579,050	10,528,896
管理費合計	109,822,104	4,691,493	42,847,350	36,761,771	8,371,844	6,620,750	10,528,896
支出合計	163,297,871	9,827,250	42,847,350	36,761,771	32,760,000	6,620,750	34,480,750

直接、人件費や他に委託した費用については、人件費台帳、請求書や領収書に基づいて、計上されているが、本部の人件費や臨時雇いの人の人件費等、間接経費がすべて、本部経費に差額として計上されている。

MKT共同事業体の場合、経理においてはすべて、研修についてはほとんどを本部で行っており、また、緊急の場合や行事など、本部の職員や臨時のアルバイトが対応しなければならないことも多く、一定の間接経費として本部経費を計上する必要があると思われるが、下表のように平成24年度においては、本部経費が増大（前年比142.7%）している現状を鑑みて、区とも相談して、本社で荒川区民会館の事務等を担当している従業員の人件費等、一定の基準を設けて、本部経費を計上すべきではないかと思われる。

（単位：円）

決算科目	平成22年度	平成23年度	平成24年度
本部経費	27,454,604	27,455,319	39,185,785

2 3社の業務分担及び業務費用の見直しについて

MKT共同事業体が指定管理者となったのは、平成18年4月1日からである。その際に、3社がそれぞれの業務分担と業務費用に関する契約を締結し、平成24年度まで継続している。

平成18年度と平成24年度の各社の請求金額を比較してみると、下表のとおりとなる。

会社名	平成18年度	平成24年度	差 額
A社	84,829,380	89,436,371	4,606,991
B社	39,380,750	39,380,750	0
C社	39,380,750	34,480,750	4,900,000
合 計	163,590,880	163,297,871	293,009

A社については、毎年、業務費用に変更があった場合、見直しを行っている。C社については、24年度から4,900千円の減額となっている。B社については、平成18年度から全く金額の見直しを行っていない。

業務分担においては、専門的な業務についての見直しは難しいと思われるが、業務費用については、3年ごとに見直しを検討する必要があるのではないかと考える。

3 3社の利益配分について

平成24年度の配分額

(単位：円)

当期金額	6,727,291
区への返還額	1,422,000
配分額	5,305,291

配分額5,305,291円が平成25年5月31日に年度協定書に定めた配分割合のとおり、各社に配分されていることを預金通帳で確認した。

4 人件費について

荒川区民会館の指定管理者であるMKT共同事業体は独自の従業員を持たず、その構成員たる三菱電機ビルテクノサービス(株)、(株)共立、(株)スペースネットワークの3社に運営統括・設備管理業務、舞台設備管理業務、受付・運営業務をそれぞれ業務委託している。したがって、MKT共同事業体が各社に支払う業務委託料に人件費部分が含まれていることになる。

MKT共同事業体が作成した決算書では、各社への業務委託料を人件費実費相当額、再委託者に支払う委託費実費相当額、本部経費の3つに分解して表示している。

MKT共同事業体が作成した平成24年度決算書の支出(人件費)及び予算額は以下のとおりである。

(単位：円)

勘定科目	予算額	実績額	予算実績対比
人件費	56,356,786	53,475,767	94.9%

この人件費の集計対象は、区に提出する労働者名簿に記載された登録者を対象としており、登録者の代わりに臨時で従事した従業員の人件費は含まれていない。平成25年3月31日現在の労働者名簿に記載された各社の人員数は以下のとおりである。

(単位：名)

会社名	区分	人数	備考
三菱電機ビルテクノサービス(株)	常勤	1	(館長)
(株)共立	常勤	4	(副館長1名を含む)
(株)スペースネットワーク	常勤	4	(副館長1名を含む)
	非常勤	3	
合計		12	

= 監査の結果及び意見 =

1 本部経費について

MKT共同事業体が作成した決算書では、各社への業務委託料から人件費実費相当額、再委託者に支払う委託費実費相当額を控除した金額を、本部経費として計上している。

人件費及び委託料には実費相当額を計上しているため、業務委託料との差

額が全て本部経費に計上されており、本部経費の内容が不明確である。

この点について担当者に質問したところ、打ち合せや監査対応、毎月行われる抽選会、事業体の会計処理等で各社本社の従業員がMKT共同事業体のために従事する人件費のように金額を把握することが難しい費用、年数回実施する各社の研修費、各社で負担している備品代等が本部経費に含まれているとのことである。

様々な内容のものが一括して本部経費で計上されると費用の内容が不明確になるため、少なくともMKT共同事業体のために直接要する費用については勘定科目を明確にして計上し、間接費については一定の率に基づいて計上する等、費用の内容を出来る限り明確化することが望ましい。

2 通勤費について

人件費に計上される常勤給与、非常勤給与について、通勤費を含めて計上する会社と通勤費を含めないで計上する会社が混在している。区として明確な規定がないとのことであるため、計上基準を明確化しておくことが望ましい。

なお、平成25年度からMKT共同事業体については、通勤費の区分を整理させたとの報告を得た。

5 財産管理（備品管理）について

荒川区民会館の管理に関する基本協定書第25条第1項において、荒川区は備品現在高調書（種）に示す備品等は無償でMKT共同事業体に貸与することとされており、同2項において、MKT共同事業体は指定期間中備品等（種）を常に良好な状態に保つものとするとしている。

区では荒川区民会館に関する供用備品を管理するため、備品現在高調書（種）をさらに詳細にした供用備品一覧表を作成している。

また、荒川区民会館の管理に関する基本協定書第45条第1号において、本協定の終了に際し、備品（種）についてはMKT共同事業体は、荒川区又は荒川区が指定するものに対して引き継がなければならないとされている。そのため、MKT共同事業体では、指定管理者としての3年間の契約期間が終了する前には必ず備品の実査を行っており、直近では平成23年8月に平成18年度の供用備品一覧表をもとにした全件実査を実施している。その後、平成25年3月にも平成25年3月31日現在の供用備品一覧表を各社に回し、現物がないものについては赤で取消線を引くといった作業を行ったとのことである。実査の結果、現物がない資産については台帳登録から削除している。

= 監査の結果及び意見 =

1 備品一覧表からの現物照合について

平成24年度供用備品一覧表からサンプルで15件程度抽出し、現物と照合したところ、以下のような問題点が発見された。

備品番号	品名	設置場所等	発見事項
40734	片袖机	1階受付	備品一覧表に記載されている設置場所ではなく、4階倉庫にあった。
41025	食堂用卓子	2階レストラン	現物は存在したが、2階レストランで台帳登録されている卓子は10個に対して現物は12個あった。

41130	食堂用椅子	2階レストラン	現物は存在したが、2階レストランで台帳登録されている椅子は50個に対して現物は60個あった。
41373	ロッカー	3階楽屋	備品管理シールが貼られていなかった。
41633	電源ユニット	大ホール音響室	41633の現物はあったが、同時期に取得している41635、41637の電源ユニットは故障しているとのことである。
42746	スポットライト	大ホール照明	大ホールには見当たらなかった。シールもなく、現物が不明。

(1) 現物実査の徹底について

現物が存在しない、備品管理シールが貼っていない(但し、備品のなかには熱を持つもの等シールが貼れない備品があり、その場合には担当者がシールを保管している)、供用備品一覧表の個数と現物の個数が一致しない、設置場所が異なるといった問題点が発見された。

少なくとも3年に1回は最新の供用備品一覧表をもとに現物実査を実施すべきであり、実施の際は各担当者だけでなく、区民課の担当者が同行視察、サンプルチェックを行うといった対応が望まれる。また、今後予定されている改修工事前に必ず現物実査を行い、現物がないものや使用できないものについては除却処理を行うとともに、保管場所を正確に記録しておくべきである。そして、改修工事後は設置場所を確認して一覧表に記載ミスをしないようにすべきである。

なお、監査人の指摘を受け、区では改修工事前後に備品チェックを行い正確な一覧表を作成していくとのことである。

また、現物実査について、MKT共同事業体では、平成23年8月に平成18年度の供用備品一覧表をもとにした全件実査を実施しているとのことであるが、現物実査する際は区より最新の供用備品一覧表を入手して、現物実査を行うことが望ましい。

さらに、平成25年3月にも平成25年3月31日現在の供用備品一覧表を各社に回し、現物がないものについては赤で取消線を引くといった作業を

行ったとのことであるが、定期的の実査を行う場合には(株)レストランモアも含む全社での周知徹底を図ったうえで実査を実施し、実査漏れのないよう実施することが望まれる。

(2) 簿外品について

MKT共同事業体よりも前の受託者がそのまま放置していった備品が多数あり、写真リストが残っていると同時に、備品には簿外品のシールを貼っているとのことである。これらの備品も現実に荒川区民会館にある以上、簿外品リストを作成して現物を管理するか、供用備品一覧表に載せて管理していくかの方法により、現物管理していくことが望まれる。

なお、監査人の指摘を受け、区では備品チェックを行い正確な一覧表を作成し現物管理を行っていくとのことである。

(3) 区民課保有備品以外の備品の台帳管理について

各社の負担で購入した備品、MKT共同事業体でリースで借りている備品、区民課以外の社会福祉協議会のシールが貼られた備品もある。荒川区民会館の管理に関する基本協定書第26条第3項によれば、MKT共同事業体は備品現在高調書(種)に記載されたもの以外でも、MKT共同事業体の任意により備品等を購入又は調達し、本業務実施のために供することができるものとしているため、各社で備品購入すること自体は否定されていない。また、現物にはシールを貼り、区の備品とは分けて管理しているとのことである。

しかし、備品現在高調書(種)には記載がなく、どの程度の資産が各社の負担で購入したものが分かる資料がない状況である。そこで、今回の監査に当たり、MKT共同事業体に各社の負担で購入した備品、MKT共同事業体でリースで借りている備品のリストを作成していただいた。資産計上するような備品については今後も台帳管理し、どの現物が誰の資産か分かるようにしておくことが望まれる。

なお、監査人の指摘を受け、区では今回監査の際に作成したリストを今後も継続し、備品の管理を行っていくとのことである。

(4) 供用備品一覧表の取得年月日について

荒川区が作成している供用備品一覧表を入手したところ、取得年月日が明治33年となっているものがあつた。その理由を担当者に質問したところ誤りとのことであるため、適切な取得年月日に修正すべきである。

なお、監査人の指摘を受け、区では備品の取得年月日を正確なものに修正したとのことである。

2 現物から備品一覧表への照合について

荒川区民会館にある備品の現物を15件程度サンプル抽出し、平成24年度供用備品一覧表と照合したところ、以下のような問題点が発見された。

備品番号	品名	設置場所等	発見事項
42806	スポットライト	2階下手投光室	同様のものが5台あるが、廃棄してもよいものであるとのことである。
-	ホシザキ冷蔵庫	M B F 厨房	シールが貼っておらず、一覧表との照合ができなかった。
236288 ~ 236302	展示用パネル	4階ロビー倉庫	シールが貼っておらず、一覧表との照合ができなかった。

(1) 既に使用できない備品の除却処理について

音響・照明等の備品については、一部故障しているものがあるとのことであった。また、倉庫には現在使用していない不要な看板も置いてあった。既に使用できないものについては、適時適切に除却処理することが望まれる。

なお、監査人の指摘を受け、区では使用できないものについては廃棄処分をする予定とのことである。

(2) 備品シールについて

シールが貼っていない備品も散見されるため、全ての備品にシールが貼ってあるかどうか、シールが貼れないものについてシールが正しく保管されているかについて、早い時期に一度確認しておくことが望まれる。また、荒川区で購入した備品について、荒川区での備品登録が遅いためにシールが届くのが遅れてしまい、備品シールを貼ることが遅くなってしまふことがあるとのことであるため、荒川区では適時に備品登録を行い、M K T 共同事業体に速やかにシールを渡すようにすべきである。

なお、シールが貼られていなかった展示用パネルについて区に詳細を確認

したところ、平成24年1月16日に消耗品として処理されていたが、備品として利用者に貸し出していることや購入金額が1枚当たり30,000円以上であることから、備品として管理できるよう供用備品一覧表へ登録することとしたとの回答を得た。監査中に備品シールが貼られていること及び備品異動決定・通知書を確認し、修正が正しく行われていることを確認した。

(3) 備品廃棄について

備品廃棄については「不用品廃棄処理申請書」があり、年2回荒川区で一括して廃棄する際に申請している書類がある。これには供用備品一覧表に記載されている備品のほか、簿外品、消耗品も含まれる。

備品廃棄について「不用品廃棄処理申請書」があるが、当該書類は廃棄量を把握するための資料であって、供用備品一覧表との関連性が明確になっていない。この点、供用備品一覧表に記載されている備品については、備品番号を記載するよう伝えているとのことであるが、周知徹底はできていない。

また、実際廃棄されていた備品(2階ファックス(備品番号41657))が供用備品一覧表に記載されたままとなっていたが、監査人の指摘を受け、区では供用備品一覧表から該当備品を削除したとのことである。

今後は、「不用品廃棄処理申請書」に供用備品一覧表に記載されている備品か(その場合は備品番号記入欄を付け加える)、簿外品か、消耗品かも分かるよう、申請書のフォームを変更し運用するか、廃棄申請用の書面を作成しMKT共同事業体から荒川区に申請をあげてもらう形で運用することが望まれる。

6 営繕費について

荒川区民会館に係る営繕費の支出は主に大ホール・小ホールの舞台装置、音響施設の修理・取換え等に係る支出や、集会室、ロビー、その他設備等の破損、劣化に係る支出である。

= 監査の結果及び意見 =

1 営繕費の予算と実績について

130万円以下の営繕費(以下、一般営繕費)は、基本的にMKT共同事業体から支出され、区民課は実績報告(「24年度サンパール荒川修繕費」)と対応する請求書等を全て入手し支出内容を確認している。

130万円以上の営繕で設計や工事が必要なもの(以下、計画営繕費)は、基本的に区で予算化し営繕が実施される。

営繕費の過去10年の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

年度	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
一般営繕	9,951	9,683	9,272	8,343	9,349
計画営繕	23,903	16,485	12,325	5,567	46,302
合計	33,854	26,168	21,597	13,910	55,651
年度	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
一般営繕	9,813	19,272	12,489	13,958	22,810
計画営繕	12,439	63,378	26,494	16,839	12,268
合計	22,252	82,650	38,983	30,797	35,078

(注)平成24年度の一般営繕費は「荒川区民会館(サンパール荒川)平成24年度決算書」の値、計画営繕費は「歳出決算資料」の区民会館営繕費の区分のうち需用費と工事請負費の合計値を使用。平成23年度以前については、区民課で作成の「施設別営繕費の推移【施設名：サンパール荒川】」のデータを使用。

上記のとおりMKT共同事業体の支出となる一般営繕費とは別に、区の支出として多額の支出を伴う工事等に係る営繕費が計画営繕費として発生している。

多額のものでは平成19年度の昇降機設備改修として40,845千円、平成21年度のアスベスト除去工事として62,380千円が発生している。

荒川区民会館の建替えや大規模改修が実施されないならば、経年劣化による大ホール、小ホールの設備等に係る補修、取換費用等により今後も多額の支出を伴う計画営繕費の発生が予想される。

また、MKT共同事業体で支出される一般営繕費は建物や設備の補修、取換等に係る比較的少額な支出であるが、近年増加傾向であり10,000千円以上の支出が常態化している。

一般営繕費の最近3年間の予算と実績の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

	平成22年	平成23年	平成24年
予算	9,392	9,291	17,847
実績	9,863	13,902	22,810

『荒川区民会館(サンパール荒川)決算書』より

MKT共同事業体で予算化されている一般営繕費は、区の総務企画部で作成された「平成24年度当初予算見積書の作成について(依頼)」の別表3に基づき、1㎡の営繕費単価に㎡数を乗じることにより予算額が決定される。

別表3では経過年数により1㎡当たりの営繕費単価が以下のとおり定められている。

経過年数	耐火単価(1㎡当たり、円)
3年～5年	265
6年～10年	613
11年～20年	905
21年～	925

荒川区民会館は建設後38年経過しているため、営繕費の単価は925/㎡であり、建物延床面積10,044㎡×@925により年度の当初予算が計算され、9,291千円が営繕費の予算として計上される。(なお、平成24年度の予算には上記の計算式に加えて、区で予算化し委託料としてMKT共同事業体へ支払後、一般営繕費として支出された冷温水ポンプ補修工事8,556千円が含まれている。)

確かに多額の営繕等についてはMKT共同事業体の予算とは別に区とし

て予算が計上されているものの、一般営繕費については建設後38年経過したことによる経年劣化等により営繕の必要性が生じると、現状の予算見積方法で計算された当初の予算額である9,291千円はすぐに超過する。

予算が不足した営繕費については、余剰の経費からの流用や区での予算化等により補っているのが実情である。

また、一般営繕費については、前表のとおり毎年、予算と実績が乖離しているため、予算と実績が適切に比較されないばかりか、別の箇所で指摘するが、営繕の必要性があるにも係らず、営繕費が適切に予算化され手当て出来ていないために実施出来ていない営繕が多数ある状況である。実態を反映した適切な予算化が望まれる。

現状の応急処置的営繕では支出ばかりが膨らみ、抜本的な解決には至っていないと考えられる。

平成27年度に大規模改修を計画し、建物等の寿命を十数年以上伸ばす計画とのものであるが、大規模改修を実施するに当たっては、大規模改修による営繕費の削減効果を考慮すると同時に、大規模改修までの一般営繕費と計画営繕費の支出を抑制する必要がある。

2 営繕の必要性と実施状況について

営繕が必要と考えられる箇所については、営繕計画（長期計画を含む）を館長が一覧にまとめた表（以下、仮称「営繕要求一覧表」）及び定期保守点検により指摘のあった事項で、比較的早期に対応が必要なものをまとめた表である「サンパール荒川 設備機器の不具合と建築物等の改修について」を毎年、区民課に提出している。

「営繕要求一覧表」及び「サンパール荒川 設備機器の不具合と建築物等の改修について」の内容の抜粋は以下のとおりである。

『営繕要求一覧表』より抜粋

金額	計画内容
130万円以上の工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 階段クロス交換工事 ・ 小ホール照明操作卓テンキーボード ・ 大ホール吊物電動ワイヤー交換
130万円未満の工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 楽屋用モニター更新 ・ 汚水槽フロートスイッチ交換 ・ 蛍光灯安定器取替え

『サンパール荒川 設備機器の不具合と建築物等の改修について』より抜粋

設備機器名称	不具合内容
冷温水系統処理装置	配管内に大量の錆が発生していると予測される。機能低下が著しくなる。
吸収冷温水発生機	不具合と思われる箇所の点検、整備を行ってきたが、耐久部品、電気、溶液汚濁など全体的な劣化が進行。
温水器（ボイラー）	20年程度の耐用年数に対し24年経過している。代替部品がないものがあり修理が困難。

また、上記と重複するが、監査の過程で保守業者からの点検報告書を確認したが、「故障の恐れあり」「劣化が見られる」「不良が見られる」「交換時期」等のコメントがあらゆる点検報告書に記載され、多数の設備、機器について営繕の必要性があるように見受けられた。

「1 営繕費の予算と実績について」の箇所でも指摘したが、営繕の必要箇所が多い理由としては、建築後38年経過したことによる経年劣化と推測される。また、営繕が必要にも係わらず営繕が実施されない理由としては舞台や音響施設、地下の中央監視室等の特殊な設備があり、当該設備の補修や交換にかかる支出は多額になる傾向があり、通常の営繕の範囲での対応が難しいためである。

また、平成22年度から平成24年度の3年間、舞台に係るワイヤー（吊物）の取換えが実施され多額の営繕が発生したが、実際はワイヤーだけでなくモーター等も交換したかったが予算がないため、交換出来ない状況であったとのことである。

上記のワイヤーの交換等に係る営繕や平成19年度の昇降機設備改修として40,845千円、平成21年度のアスベスト工事で62,380千円と多額の支出が実施された営繕もあるが、しかし、実際には予算の都合上実施されない営繕が多数あり、緊急性の高い箇所や使用率の高い箇所、安全性を要する箇所は早急に対応しているが、それ以外の営繕は実施されないか、あるいは延命対策的な補修により対応している状況である。

限られた予算の中では現実的な対応であり、安全性、緊急性の高いものについては当然に優先して多くの営繕を実施することが望ましい。

また、大規模改修の計画を立てる際は、現状の営繕必要箇所を十分に把握し実施するべきである。

3 計画営繕費の業者選定手続きについて

営繕費については、原則として130万円以上の営繕（計画営繕費）については区が予算化し、入札等により業者が決定されるが、当該営繕について業者選定手続きや見積書、契約締結決定書、契約書、工事実施後の工事検査証、完了届等の入手・保管状況を確認したが問題はなかった。

過去3年、区で実施された計画営繕費についてサンプルとして需用費、工事請負費に分類される営繕のうち150万円以上の営繕の契約状況を確認したところ下記のとおりである。

（単位：千円）

年度	金額 (税込)	営繕内容	契約方法・状況
平成22年	3,570	大ホール吊物電動ワイヤー交換	特命随意契約
	4,212	動力監視盤マスターステーション更新	特命随意契約
	4,620	出窓防水ほか改修工事	・入札3社 ・入札レンジ4,620～4,830
	5,454	小荷物専用昇降機改修工事	特命随意契約
	3,097	大ホールサスペンションライト電源移設工事	特命随意契約
平成23年	5,040	大ホール吊物電動ワイヤー交換	特命随意契約
	4,880	小ホール音響調整卓改修工事	・入札13社（うち5社辞退。） ・入札レンジ4,880～6,100
平成24年	9,213	大ホール吊物電動ワイヤー交換	特命随意契約
	1,543	階段室壁その他改修工事	・入札3社（うち1社辞退。） ・入札レンジ1,543～1,554
	1,512	大ホール照明卓改修工事	特命随意契約

『歳出決算書：区民会館営繕費』より抜粋

上記表のとおり、区で予算化される営繕は、随意契約のケースが大半を占めている。理由としては、設備の営繕に関する専門性や特殊性、迅速性に鑑みて基本的には、荒川区民会館の建設時の施工業者や設備のメーカー、設置会社が随意契約により営繕を行っているためであり、保守業務を兼ねているケースも多い。

また、随意契約の場合は区民課で「業者選定理由書」を作成後、機種及び業者選定委員会を開催し随意契約の妥当性を審議した後、経理課に「業者選定理由書」及び「契約相手方の指定について（依頼）」等を提出し承認される運びとなる。

しかし、「業者選定理由書」に随意契約にならざるを得ない理由が記載されているが、その理由が妥当なものか判断しにくいケースもある。

例えば、大ホールサスペンションライト電源設備移設工事の随意契約の理由は「本舞台照明設備の設計施工及び保守点検業務を履行しているため、設備や状況を最も熟知し、確実な履行ができる。また、舞台照明設備の専門業者で、舞台照明設備に関する高度な技術を有し、これまでの履行状況は良好である。」となっているが、他の舞台照明の専門業者では工事が無理なのか判断が難しいと思われる。

随意契約によると当然のことながら、競争原理が働かないため、高い価格での契約となる恐れがある。

入札のケースは市販されている部品の交換等に限られるとのことであるが、平成23年度の小ホール音響調整卓改修工事などでは入札額は4,880千円～6,100千円（税込）であり、結果的に金額を節約できる可能性がある。

競争性を確保するためにも、安易に随意契約とすべきでないのはもちろんであるが、施工業者、メーカー等以外の業者による営繕の可能性を検討することも重要である。競争性を確保するため、入札や相見積もりを取ることも一つの方策と考えられる。

7 委託料（保守関連業務）について

MKT共同事業体は指定管理者として荒川区から荒川区民会館の管理を受託しているが、保守関連に係る業務は専門業者に再委託を行っている。

再委託料と管理費合計の過去3年間の推移は以下のとおりであり、保守関連の再委託料は管理費の中でも毎年度40%前後と高い割合を占めている。

（単位：千円）

	平成22年	平成23年	平成24年
委託料（保守）	70,627	69,967	70,636
管理費合計	173,102	171,086	185,526
委託料の割合	40.8%	40.9%	38.1%

『荒川区民会館（サンパール荒川）決算書』より

平成24年度の委託料の内訳は、以下のとおりである。

（単位：千円）

B科目	C科目	E科目	計
38,887	25,708	6,041	70,636

= 監査の結果及び意見 =

1 委託料の集計誤りについて

荒川区に提出されるMKT共同事業体の決算書である「荒川区民会館（サンパール荒川）平成24年度決算書」の委託料70,636千円について、業者ごとに集計された明細表と照合を実施した。また、業者ごとの支出内訳について注文書、請求書との一致を確認した。

委託料は実績額に基づき集計され、区に「荒川区民会館（サンパール荒川）平成24年度決算書」として報告されるが、業者ごとの支出内訳について集計誤りが生じ、結果、実績額が報告額より以下のとおり多くかかっていた。

具体的には、サンプルで確認したA業者の支出のうち日常業務に係る支出は年間10,323千円で計上されているが、A業者の注文書の4月から3月にかけての合計は11,600千円であった。（A業者に対しての支払いは、MKT共同事業体のうち1社が管理している他の物件の支出も含まれる

ため、荒川区民会館に係る部分で集計している。)

(単位：千円)

委託業者	集計額	実際額	差異
A業者	10,323	11,600	1,277

明確な原因は分からないが、事務上の集計ミスと思われる。

実績額より多い支出があったように見せかけるといった虚偽報告ではなく、また委託料の集計誤りがMKT共同事業体の収入である指定管理料に直接影響を及ぼすものではないと考えられるが、しかし、区にとって実際かかった経費を正確に把握することは、将来の指定管理料支出の算定や決定にも影響する可能性があると同時に、委託料の管理に資すると考えられることから、実績額の集計において誤りが生じないよう管理徹底が望まれる。

2 再委託業者の選定について

再委託業者の決定や発注について、三菱電機ビルテクノサービス(株)が清掃・警備・施設設備保守等を担当し、舞台設備関係については(株)共立が担当している。

再委託契約は1年ごとの契約となっているが、実際には委託業者の変更はなく、委託先が長期固定化している。(清掃業務について過去に委託業者からの意向で委託先が変更になったケースはあった。)また再々委託は禁止されているため、再委託業者から下請に再委託されているものはなかった。

再委託業者の選定にあたっては、荒川区民会館の施工業者や、設備のメーカーが設備等について熟知していることや業務の効率性を考え、保守業務の委託先になっているケースが多く、また施工業者以外でも効率性、継続性を重視して当初からの保守業者がそのまま委託先となっている。

特に舞台関係の保守業務については、舞台等に係る設備の規格が統一されておらずオリジナルの設備がほとんどで汎用性がないため、舞台の施工業者が唯一、委託先に適しており、建設時の施工業者に依頼するのが一般的のことである。

当該理由により、基本的に再委託業者の変更はない。

確かに委託先の決定については、上記理由が当てはまるケースもあると考えられるが、しかし、他の施設等の保守について、メーカーの系列会社でない独立系の保守業者と契約しているケースもあり、施工業者又は設備のメーカー等でなくても十分保守業務が実施可能なケースもあると考えられる。

また、一般的に区が直接、施設等の保守業務を委託する場合の長期の契約年数は3～5年程度であり、契約期間経過後は入札により業者を再度決定している。それに比べると明らかに長期の契約と考えられる。

委託先の決定については効率性、継続性を重視することも重要であるが、委託先が固定化することによりサービスの低下や価格の高止まりが懸念される。業者の選定に当たっては、他の業者の新規参入の可否の検討も含めて柔軟に対応することが必要と考えられる。

3 M K T 共同事業体及び荒川区の委託業務と委託料の管理について

「荒川区民会館の管理に関する基本協定書」により再委託先に関する事項が以下のとおり定められている。

(第三者による本業務の実施)

第17条 乙(M K T 共同事業体)は、事前に甲(荒川区)の承諾を受けた場合を除いて、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、前項に掲げる甲の承諾を受ける場合は、年度協定の締結時に、甲が別途定める様式に基づき、再受託者名、再委託の内容及び事業執行場所を記載した書面により行わなければならない。なお、年度途中においては、必ず業務開始の前に行うものとする。

3 乙が本業務の一部を第三者に実施させる場合は、すべて乙の責任及び費用において行うものとし、本業務に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて乙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、乙が負担するものとする。

また、委託先が請負う業務の内容や実施すべき回数については「荒川区民会館管理運営業務仕様の詳細」に定められている。

M K T 共同事業体及び荒川区の委託業務の管理について、以下の事項を確認した。

(1) 保守点検業務の妥当性について

点検報告書をサンプルで確認したが「荒川区民会館管理運営業務仕様の詳

細」に規定されているとおりに業務が実施されており、問題となる業務の不一致はなかった。

(2) M K T 共同事業体の委託業務等の管理について

保守業務については、館長が作業内容及び作業報告書を確認し、作業報告書に押印している。作業報告書は全て入手され「設備維持保全月次ファイル」に綴じこまれており、M K T 共同事業体での委託業務の管理について問題は見受けられなかった。

(3) 区民課の委託業務等の管理について

区の管理としては、委託業務について「荒川区民会館管理運營業務仕様の詳細」で実施すべき業務を定め、館長が確認した再委託先の業務結果の報告を受けている。また、M K T 共同事業体から再委託先についての名称・業務内容等を記載した委託届を毎年度、提出させている。

その他、年1回程度、指定管理者に向けて、再委託先については区内の業者を可能な限り使うことや高齢者の雇用等の要請をしている。

荒川区の管理は上記のとおりであり、特段問題ないとも考えられるが、しかし、管理費の中で40%前後と高い割合を占める委託料については、業務内容及び委託料の妥当性等を区としてモニタリングする必要があると考えられる。

確かに、M K T 共同事業体は指定管理者として、区から荒川区民会館の管理全般についての業務を受託していることから、区による業務内容のモニタリングは、チェック業務の重複とも考えられる。

また、再委託料の妥当性まで踏み込んで確認することは民間業者間の価格交渉にまで区が関与することとなり、再委託に係る費用については「荒川区民会館の管理に関する基本協定書」第17条3に規定されているとおり、増加費用については委託先であるM K T 共同事業体の負担であり、かかった経費がいくらであろうと問題ないとも考えられる。

区として、業務内容や委託料の妥当性をモニタリングすることは管理の重複であり、指定管理者制度導入の意義等を考慮すると、どこまで実施するかは線引きは難しいが、再委託業務及び再委託料の妥当性について事後的にモニタリングすることで不要な業務等を排除し、適切な指定管理料の算定にも資するため、事後的な検証を十分行う必要があると考えられる。

8 光熱水費について

(1) M K T 共同事業体の平成 2 4 年度の光熱水費支払額について

荒川区民会館の管理に関する年度協定書第 8 条第 1 項において、M K T 共同事業体は、平成 2 4 年度の使用に係る光熱水費を負担するものとしている。

M K T 共同事業体が負担する光熱水費は M K T 共同事業体に支払う指定管理料に含まれており、荒川区の指定管理料に含まれている光熱水費(予算) と M K T 共同事業体の平成 2 4 年度の光熱水費支払額(決算) との比較は、以下のとおりである。

(単位 : 円)

内 訳	荒川区の平成 2 4 年度指定管理料に含まれている光熱水費 (予算)	M K T 共同事業体の平成 2 4 年度の光熱水費支払額 (決算)	差 異
電気料(注 1)	31,798,350	27,182,171	4,616,179
ガス料	10,646,608	14,156,351	-3,509,743
水道料	7,218,630	5,987,285	1,231,345
電気割引料	0	-461,491	461,491
合 計	49,663,588	46,864,316	2,799,272

(注 1) 荒川区の平成 2 4 年度指定管理料予算の電気料では、電気料金増加分として 2,507 千円を見込んでいたが、M K T 共同事業体の電気使用削減努力によって支払額を減らすことができたとのことである。

(2) 荒川区民会館に入っている他団体への光熱水費の請求について

荒川コミュニティカレッジ

荒川区民会館に入っている他団体への光熱水費の請求に関して、荒川コミュニティカレッジについては、荒川区民会館の管理に関する年度協定書第 8 条第 2 項において、荒川区は荒川コミュニティカレッジの運営に伴う光熱水費を、電気料金及びガス(中圧) 料金は面積按分、水道料金は利用者数で按分して、M K T 共同事業体に支払うこととされている。なお、荒川コミュニティカレッジに関する光熱水費の概要は以下のとおりである。

根拠規定	荒川区民会館の管理に関する年度協定書第8条第2項
支出者	荒川区 区民生活部区民課が教育委員会事務局社会教育課から執行委任を受け、支出している。
入金者	MKT共同事業体
電気料金	平日のみ使用しているため、平日の全館電気使用相当額を計算し、これに荒川コミュニティカレッジ使用許可面積割合(652.79㎡/10,044.09㎡)を乗じた金額とする。 平成24年度合計額1,411,070円
ガス料金	平日のみ使用しているため、平日の全館中圧ガス使用相当額を計算し、これに荒川コミュニティカレッジ使用許可面積割合(652.79㎡/10,044.09㎡)を乗じた金額とする。 平成24年度合計額536,013円
水道料金	全館利用者数に占める荒川コミュニティカレッジ利用者数の割合を上下水道使用相当額に乗じた金額とする。 平成24年度合計額121,275円

レストランモア

(株)レストランモアについては、使用許可書(23荒区区第2154号)第12条第1項において、使用財産に付帯する電話、電気、ガス、水道等の諸設備の使用に必要な経費の実費相当額を負担しなければならないとされており、同2項において、実費相当額は別に定める方法により算出した額とし、区の指定に従って納付することとするが、1階大ホール楽屋横(給湯室内)並びに2階ロビーにある自動販売機に係る光熱水費はMKT共同事業体に別途支払うこととされている。なお、(株)レストランモアに関する光熱水費の概要は以下のとおりである。

根拠規定	使用許可書(23荒区区第2154号)第12条
支出者	(株)レストランモア
入金者	荒川区 但し、1階大ホール楽屋横(給湯室内)並びに2階ロビーにある自動販売機に係る光熱水費はMKT共同事業体
電気料金	(基本料金+従量料金)×4.4%(光熱水費支払対象面積割合) 行政財産使用許可対象面積は540.92㎡であるが、通常

	<p>あまり使用のないM4階・5階の倉庫等を除いた441.61㎡を光熱水費支払対象面積としている。</p> <p>平日と休日の割合は荒川コミュニティカレッジのような実数ではなく、平日0.7休日0.3として計算している。</p> <p>平成24年度合計額1,157,749円</p>
ガス料金	<p>ガス(低圧)を使用しているのは(株)レストランモアのみのためガス(低圧)料金は全額負担。ガス(中圧)料金は(基本料金+従量料金)×4.4%(光熱水費支払対象面積割合)。</p> <p>平成24年度合計額1,935,095円</p>
水道料金	<p>{上水道(基本料金+従量料金)+下水道(従量料金)}×13%</p> <p>13%(0.13倍)は『空気調和・衛生工学便覧』を用いて利用客数実績から算出した水道使用量と、全館での水道使用量実績を比較して算出した割合。</p> <p>下水道は従量料金となっているが、基本料金も含まれている。</p> <p>荒川コミュニティカレッジは消費税込みの金額としているのに対して、(株)レストランモアは消費税抜きの金額で計算している。</p> <p>平成24年度合計額691,256円</p>

A C C

A C Cについては、荒川区・A C C・M K T共同事業体の3者間で建物使用貸借契約を締結しており、建物使用貸借契約書第7条第1項において、A C Cは建物の使用に係る経費(電気・ガス・水道・清掃費用)として、別紙に定める算出方法により算出した金額をM K T共同事業体に支払うものとされている。なお、A C Cに関する光熱水費の概要は以下のとおりである。

根拠規定	建物使用貸借契約書第7条
支出者	A C C
入金者	M K T共同事業体
空調利用に係る光熱水費増加分	<p>平成22年度光熱水費使用料43,070,892円に建物延床面積の専用部分按分率(専用部分は全額負担)と共用部分按分率(共用部分は2分の1を負担)を乗じた金額(定額)とする。</p> <p>平成24年度合計額936,792円</p>

事務機器・照明電力使用料	1日あたりの電力使用量×年間稼働日数×電力単価を乗じた金額（定額）とする。 従来かかっていた使用料の面積按分額に、入居により追加がかかるであろう電力使用料を加算している。 平成24年度合計額66,444円
清掃費	平成22年度日常清掃費に専用部分按分率を乗じた金額（定額）とする。 平成24年度合計額118,320円

= 監査の結果及び意見 =

1 荒川コミュニティカレッジ、(株)レストランモア、ACCからの光熱水費収受について

いずれも荒川区行政財産の使用を承認（荒川コミュニティカレッジ）又は許可（(株)レストランモア、ACC）しているが、前述の概要のとおり、(株)レストランモアについては荒川区の収入となっているのに対して、荒川コミュニティカレッジとACCについてはMKT共同事業体の収入となっている。

この点について担当者によれば、(株)レストランモアについては荒川区民会館全体の指定管理料としてMKT共同事業体に支払っている光熱水費の一部を(株)レストランモアから光熱水費相当額を収受しているため、荒川区の収入と考えているのに対して、荒川コミュニティカレッジとACCについては当初、宴会場や別の用途で利用していたところに途中から入居したものであり、荒川区民会館全体の指定管理料としてMKT共同事業体に支払っている光熱水費とは別に、新たに光熱水費が発生しているものと捉え、MKT共同事業体が荒川コミュニティカレッジとACCから光熱水費相当額を収受していると考えているとのことである。

また、それぞれの光熱水費の負担については根拠規定が異なっており、荒川コミュニティカレッジと(株)レストランモアは面積按分等により実績の使用量に応じて光熱水費を請求しているのに対して、ACCについては定額で光熱水費を請求しているといった違いがある。さらに、荒川コミュニティカレッジと(株)レストランモアでも、電気料金の計算における平日と休日の割合は、荒川コミュニティカレッジは実数によっているのに対して、(株)レストランモアは平日0.7休日0.3として計算している点や荒川コミュニティカ

レヅジは消費税込みの金額としているのに対して、(株)レストランモアは消費税抜きの金額で計算している点等、計算の方法に違いが見られる。

この点、区の財産使用を承認又は許可している以上、原則同様の計算に基づいて費用負担を求めるべきではないかと考えられる。もし特別な計算により費用負担を求めるのであれば合理的な理由を明確にしておくべき必要がある。改修後の契約においては留意されたい。

2 自動販売機の電気代について

自動販売機は荒川区民会館内に現在4台設置されているが、このうち、1階大ホール楽屋横(給湯室内)の1台と2階ロビーの1台の2台(設置されているのは伊藤園1台、コカコーラ1台)については、使用許可書(23荒川区区第2154号)において(株)レストランモアに使用許可が与えられている。ただし、この電気代については使用許可書第12条第2項において、(株)レストランモアが荒川区ではなくMKT共同事業体に支払うものとされている。

しかし実際は、この2台分の面積が光熱水費支払対象面積に含まれており、荒川区に(株)レストランモアから電気代が支払われている一方、(株)伊藤園及び東京コカ・コーラボトリング(株)から各1台分の電気代がMKT共同事業体へ支払われており、使用許可書に規定された支払いになっていない。また、大ホールホワイエにある自動販売機2台(設置されているのは伊藤園1台、コカコーラ1台)については、荒川区にもMKT共同事業体にも電気代が収受されていない。

本来は、4台分の電気代が荒川区に入金されるべきであるため、現状を整理したうえで使用許可や契約書等の内容の見直しをすべきである。

3 電気代・中圧ガス代について

現状では個別空調が一部入っているところもあるが、大部分は一括空調となっているとのことである。また、昨今の電気代やガス代の高騰により、電気代・中圧ガス代の支払いは多額となっている。使用のない部分は消灯する等MKT共同事業体ではかなりの削減努力を行っているが、今後予定されている大規模改修工事の際には、どのような設備を入れることが将来の費用負担を減らせるかといった観点も含めて、大規模改修の工事計画を検討されたい。

9 指定管理料について

荒川区（甲）とMKT共同事業体（乙）とは、荒川区民会館の管理に関する基本協定書を締結しているが、指定管理料及び利用料金収入基準額については、毎年、荒川区民会館の管理に関する年度協定書を締結して決定する。

「荒川区民会館の管理に関する年度協定書」で平成24年度の指定管理料及び平成24年度の利用料金収入に関する事項が以下のとおり定められている。

（平成24年度の指定管理料）

第4条 甲は、本業務の実施の対価として、基本協定第32条の規定に基づき、指定管理料として年額金168,431,000円（消費税及び地方消費税及び事業所税を含む。）を支払うものとする。なお、毎月の支払金額及び請求書提出月については別紙「指定管理料支払額等一覧表」のとおりとする。

2 平成24年度の指定管理料のうち、建物修繕費9,291,000円は、その執行額が建物修繕費を超えないときは年度末において精算するものとする。（千円未満切り捨て）

3 平成24年度の指定管理料のうち、冷温水ポンプ補修工事費8,556,000円は、その執行額が冷温水ポンプ補修工事費を超えないときは年度末において精算するものとする。（千円未満切り捨て）

4 乙は、指定管理料を本業務以外の経費に使用してはならない。

（平成24年度の利用料収入）

第5条 平成24年度の利用料金収入基準額は、金63,434,000円（消費税及び地方消費税含む。）とする。

2 前項の基準額を超える利用料金収入が発生したときは、乙は基準額超過分の5割（千円未満切り捨て）を甲に支払うものとする。

3 平成24年度利用料金収入とは、平成24年度中の施設利用にかかる利用料金収入をいう。

= 監査の結果及び意見 =

1 指定管理料の支払いについて

指定管理料の支払いは「指定管理料支払額等一覧表」に基づき、150,584千円を12等分し、5月より、毎月12,548千円ずつ支払っている。年度当初の4月は、上記指定管理料の差額12,556千円と建物修繕費及び冷温水ポンプ補修工事費を含めて、30,403千円の支払いを行っている。

支出負担行為決定書に基づき、毎月、MKT共同事業体からの請求書により、正しく支払われていることを確認した。

2 修繕費の執行残高の返納について

平成24年度の修繕費の執行残高は234千円であり、MKT共同事業体の総勘定元帳等と照合し、返納金額が正しいことを、確認した。

修繕費の執行残高の返納額は決算報告書にも、正しく表示され、その金額が区に返納されていることを確認した。

3 利用料金基準額超過額の返納金額について

平成24年度利用料金基準額超過額

(単位：円)

利用料金収入	66,279,778
利用料金収入基準額	63,434,000
差引超過額	2,845,778

$2,845,778 \times 1/2 = 1,422,889$ 1,422千円

平成24年度の利用料金基準額超過分の5割返納金額は1,422千円である。

MKT共同事業体の決算書に、基準額超返納金1,422千円と記載され、区に正しく返納されていることを確認した。

4 指定管理料の予算算定の仕方について

(単位：円)

項目	平成22年度	平成23年度	平成24年度
指定管理料 (指定管理料支給額)	159,480,532 (159,481,000)	158,563,412 (158,564,000)	150,583,893 (150,584,000)
収入見込額(基準額)	56,736,000	56,736,000	63,434,000
指定管理経費合計	216,216,532	215,299,412	214,017,893

千円未満切上げ (01 - 09 - 01 - 01 区民会館管理運営費より)

指定管理料は毎年度見直すことになっている。

区民課に指定管理料の算定方法について聴取したところ、「01 - 09 - 01 - 01 区民会館管理運営費」としての予算算定表を入手した。その表を見ると、予算の算定方法は、57項目にわたって細かく決められているが、実際には、それぞれの項目について見直されることは少なく、大きく変化した部分のみ、変えられているのが現状である。

MKT共同事業体が、荒川区民会館の指定管理者となったのは、平成18年4月1日からであるが、その時に決めた項目が、そのままの金額で計上されているものが多いと思われる。

毎年、MKT共同事業体から決算書を提出させているのであるから、実際にかかった金額を算定基礎としながら、指定管理料の見直しを図る必要があると考える。

10 指定管理者とACCとの連携について

指定管理者のMKT共同事業体は「荒川区民会館の管理に関する基本協定書」第9条に基づき、仕様書を作成している。

仕様書には以下のとおり定められている。

3 指定管理者が行う管理運営業務及び内容

指定管理者が行う管理運営業務の基本仕様は、次のとおりとする。

(1) 条例第2条に規定する事業に関する業務

ア ACCの芸術文化事業に対し、指定管理者はノウハウを提供する形で協力する。(平成24年度以降、指定管理者が実施する文化事業は無くなり、区の文化施設で行う芸術文化事業をACCが一元的に実施する。なお、指定管理者が団体独自の経費によって実施する事業(自主事業)はこの限りではない。)

区との連携と文化施設各館の事業の総合調整を行うため、区、ACC、各指定管理者による協議会に参加する。

イ 文化活動及び地域コミュニティ活動に関する相談及び情報の提供に関する業務

区民の活発な文化活動や地域コミュニティ活動を支援するため、次のような事業を行う。なお、会館にはACCのランチを置きACCが中心となり対応するため指定管理者はACCに協力する形で実施する。

(ア) 文化芸術や地域コミュニティに関わる活動を行っている区民や団体に対して相談や助言を行う。

(イ) 文化芸術や地域コミュニティに関する様々な情報収集と発信を幅広く行う。

ACCは荒川区民会館の中に、ランチとして、ARAKAWA1-1-1ギャラリーを常設して、区民のために様々な催し物を実施している。

MKT共同事業体は、ACCが行う文化事業のチケットの販売や仮予約の受付を行っている。

= 監査の結果及び意見 =

監査にあたり、平成25年4月からの「ACCへの協力実績」資料の作成

をMKT共同事業体に依頼した。資料によると主な協力としては、チケットの販売と仮予約受付、文化事業のフェスティバルの「ノウハウ集」を区民課を通してMKT共同事業体からACCに提供したが、それに対するACCからの質問等はなかった。区内文化団体との打ち合せを重ね、ACCの方針が決定すると、出演者・協力業者の具体的説明が可能になるなど、ノウハウ以外の財団方針決定が事業全体に大きく影響すると、繰り返しMKT共同事業体からACCに対して進言しているが、往査時点(25年10月)でACCからMKT共同事業体への協力依頼はほとんどないとのことであった。

荒川区民会館1階の窓口でのACCのチケット販売実績は、次のとおりである。

(単位：件)

	平成23年度	平成24年度
チケット販売回数	639	696
チケット仮予約回数	190	403

平成24年度の主なチケットの販売枚数

催し物名	枚数	催し物名	枚数
A 演奏会	60	K 講演会	34
B 演劇	166	L 演劇	46
C 講演会	116	M 演劇	6
D 演奏会	20	N 歌謡祭	51
E 歌劇	5	O 演劇	223
F 合唱会	196	P 歌謡祭	128
G 演奏会	6	Q 鑑賞会	7
H 祭典	69	R 講演会	99
I 鑑賞会	181	S 鑑賞会	2
J 鑑賞会	13	T 鑑賞会	10

ARAKAWA 1-1-1ギャラリーの平成24年度の開催状況は次表のとおりであるが、それらの催し物に来場した利用者が、荒川区民会館の利用の促進となっているかについて、MKT共同事業体としては不明であるとのことであった。

ACCが荒川区の文化施設のすべての文化事業を担当することになったのは、平成24年度からであり、MKT共同事業体との協力関係がうまく機

能していないのは、やむを得ないが、もう少しMKT共同事業体の持っているノウハウを利用すべきではないかと考える。

ARAKAWA 1-1-1ギャラリーにも荒川区民会館で行う催し物のパンフレットを置くなどして、相互に集客するための協力をし合うことも必要ではないかと思う。

平成24年度ARAKAWA 1-1-1ギャラリー 開催状況

実施日	会場	催し物名	主催者	入場者数(人)
6月1日	1-1-1ギャラリー	ギャラリーオープンニングコンサート	ACC	81
6月1日～5日	1-1-1ギャラリー	ギャラリーオープンニング(生け花展示)	ACC	150
6月16日	1-1-1ギャラリー	ワークショップ「ぼくらの舞台をつくろう」	ACC	20
6月16日～26日	1-1-1ギャラリー	企画展「絵から始まる絵になる世界へ」展	ACC	165
6月23日	1-1-1ギャラリー	ワークショップ「絵本の読み聞かせ&言葉と遊ぶ」	ACC	30
7月26日	1-1-1ギャラリー	ヲス人形劇ユニット「チャホン」ワークショップ	ACC	30
8月31日・9月1日	サハール荒川第4集会室	阿部一徳のちょっといい話してあげる「地獄変」	ACC	60
9月15日	1-1-1ギャラリー	ワークショップ「光と遊ぶ・携帯カメラワークショップ」	ACC	20
9月16日	1-1-1ギャラリー	ワークショップ「写真で作ろう、切り絵商店街！」	ACC	15
9月16日～30日	1-1-1ギャラリー	企画展「いらっ写いませ、1丁目1番1号商店街へ」	ACC	130
10月13日～11月4日	1-1-1ギャラリー	企画展 西田シャトル-折り紙作品展『22.5°の宇宙』	ACC	1,500
10月20日	1-1-1ギャラリー	ワークショップ「自分だけの昆虫折り紙を折ろう」	ACC	20
10月27日	1-1-1ギャラリー	ワークショップ「西田シャトルの折り紙作品に挑戦してみよう」	ACC	21
12月2日	1-1-1ギャラリー	セミコオクストラの「クリスマスものがたり」	ACC	101
1月19日～27日	1-1-1ギャラリー	第2回 絵手紙コンテスト作品展	ACC	150
2月24日	1-1-1ギャラリー	チャホン(パントマイムラネット)の「やってみようパントマイム」	ACC	31
3月2日	1-1-1ギャラリー	ワークショップ「作ってみよう!オリジナルアニメーション」	ACC	20
3月9日	1-1-1ギャラリー	ワークショップ「アニメーションに音をつけてみよう！」	ACC	20
3月10日～24日	1-1-1ギャラリー	企画展「1-1-1アニメーションラボ」	ACC	150
合 計				2,714

その他、ACC以外の利用がある。

1.1 レストランモアについて

荒川区民会館において営業している(株)レストランモアについては、区とMKT共同事業体の指定管理業務に関する契約とは別個に、区が(株)レストランモアに対して行政財産の使用許可を与えている。

使用許可書第3条において、使用料を売り上げ(奉仕料を除く)の8%と定めている。光熱水費については、第12条で電話、電気、ガス、水道等の諸設備の使用に必要な経費の実費相当額を(株)レストランモアが負担すると定めている。

(株)レストランモアの営業範囲は、荒川区民会館2階レストラン、宴会会場や集会室などで行われる会食・宴会などの料理、飲食となっている。

使用料、光熱水費等の荒川区に対する精算は毎月行っている。

平成24年度の(株)レストランモアからの歳入は以下のとおりである。

(単位：円)

項 目	金 額
区民会館レストラン行政財産使用料	4,274,472
区民会館レストラン光熱水費	3,784,100

(株)レストランモアの平成24年度売上高とそれに対して8%の使用料を徴収したと仮定すると、下表のとおりである。

(単位：円)

項 目	件数(単位：件)	売 上 金 額	使用料(8%)仮定
宴 会	222	45,429,716	
レストラン	9,855	7,524,967	
自動販売機		476,310	
小 計		53,430,993	4,274,479
消 費 税		2,874,873	229,989
奉 仕 料		4,542,969	363,437
合 計		60,848,835	4,867,907

実際の使用料は毎月計算し徴収しているので、端数に誤差が生じている。

= 監査の結果及び意見 =

1 荒川区に対する使用料支払いの対象外売り上げについて

(株)レストランモアが荒川区に支払う使用料を算出する際の基礎となる売上金額に算入していない売上高がある。(以下対象外売り上げという。)

(1) 花代金

花束、生け花などの花代については、外部に発注し実費精算しているため、(株)レストランモアにとっては収入支出が同額となって差引ゼロとなる。

(2) カラオケ

カラオケについては担当者が一人付いて機械の操作等を行っており、利用者から手数料をもらっているが、カラオケ機器のリース料等の経費を差し引くと赤字となっている。

(3) その他売り上げ

(株)レストランモアで扱っていない弁当等は、(株)スペースネットワークに発注しており、利用者には定価で販売し、弁当業者から仲介手数料を徴収している。

使用許可書に使用料を定めるにあたって、現在、(株)レストランモアの売上げから奉仕料を除いている。なぜ奉仕料を除くのか理由は定かではないが、対象外売り上げについても事実上奉仕料と同じく除いている結果となっている。平成24年度の奉仕料に対して8%の使用料率を乗じると、363,437円が歳入になることになる。

使用許可書第3条において、使用料を売上げ(奉仕料を除く)の8%と定めているが、これらの対象外売り上げを奉仕料と同様に除くべきなのか、あるいは(株)レストランモアは単に注文をつないでいるだけでそもそも売上げではないと考えるのか、どう扱うかは使用許可書に定めはない。

今後、使用許可書を更新する際には、対象外売り上げも含めて使用料の計算を定めることが契約の透明性を守る見地から望ましい。

2 自動販売機売り上げについて

区が(株)レストランモアに与えている行政財産の使用許可では、自動販売機を荒川区民会館2階ロビーと1階大ホール楽屋横(給湯室内)に設置して、売上高の8%を区に支払うことになっている。

実態を調査したところ荒川区民会館には、自動販売機は全部で4台設置してあるが、そのうち2台が(株)レストランモアの売り上げ、残りの2台はMKT共同事業体の一員である(株)スペースネットワークの売り上げとなっており、以下のように、売り上げの帰属が使用許可書に定めているものと異なっている。

設置会社	設置場所	現状の売り上げ帰属	使用許可上の売り上げ帰属
伊藤園	大ホール ホワイエ	(株)レストランモア	
伊藤園	2階ロビー	(株)レストランモア	(株)レストランモア
コカコーラ	大ホール ホワイエ	(株)スペースネットワーク	
コカコーラ	1階大ホール 楽屋横	(株)スペースネットワーク	(株)レストランモア

自動販売機各台の売上高(営業コミッション率23%)は下表のとおりである。

(単位:円)

設置場所	(株)伊藤園	東京コカ・コーラボトリング(株)
大ホールホワイエ	197,404	252,186
2階ロビー	278,906	5,447
1階大ホール楽屋横		112,416
合計	476,310	370,049

平成24年4月分の2階ロビー売り上げである。

(株)レストランモアの自動販売機売り上げと使用料

(単位:円)

設置場所	使用許可上の売り上げ	現状の売り上げ	差額	使用料(8%)
大ホールホワイエ		197,404	-197,404	-15,792
2階ロビー	284,353	278,906	5,447	436
1階大ホール楽屋横	112,416		112,416	8,993
合計	396,769	476,310	-79,541	-6,363

使用許可上、(株)レストランモアは2階ロビーと1階大ホール楽屋横(給湯室内)の自動販売機について売り上げを計上して、所定の8%を使用料とすべきところ、現状は1階大ホール楽屋横(給湯室内)は(株)スペースネットワークの売り上げとなっており、代わりに大ホールホワイエの自動販売機分が、(株)レストランモアの売り上げとなっている。使用許可に基づいて計算すると、(株)レストランモアに対する自動販売機売り上げは396,769円となり、使用料が6,363円多く支払われている。

4台分の売り上げを荒川区の歳入とした場合には、(株)スペースネットワークに支払われている370,049円に対して仮に8%の使用料率を乗じた場合、29,603円が歳入不足となる。

現状は、自販機の設置会社ごとに売り上げの取り分を、(株)レストランモアと(株)スペースネットワークとで分け合っている。

使用許可と実態の乖離を解消し、使用許可上売り上げの帰属が定められていない2台の自販機についての、取り扱いを明確にすることが望ましい。

3 (株)レストランモアから(株)スペースネットワークへの支払いについて

MKT共同事業体の一員である(株)スペースネットワークが、荒川区民会館のレストラン部門を担当すべく指定管理業務の算定を行っていたが、レストラン業務は指定管理業務になじまないという理由で、(株)レストランモアが行政財産使用許可を受け、レストラン業務等を行っているという経緯がある。

このような経緯のためと思われるが、その後、(株)レストランモアはその売り上げ(消費税・奉仕料込み)の2%を営業協力金として(株)スペースネットワークに支払っている。

(株)レストランモアと(株)スペースネットワークとの問題であり、区とMKT共同事業体の指定管理業務とは、次元が違うという見方もあるが、全体の枠組みとして概観した場合、営業協力金を支払う分だけ(株)レストランモアが、本来利用者に提供するサービスの質が落ちることは間違いない。

4 消費税について

(株)レストランモアが荒川区に使用料を支払っている取引は、消費税法上の「課税取引」に該当すると思われる。

消費税法には、国、地方公共団体等が行う役務の提供で、それが法令の規定に基づくものであり、かつ、その料金の徴収が法令に基づくものである場合には、消費税法上非課税取引となる旨の定めがある。

例えば戸籍謄本、住民票等の手数料がこれにあたる。

(株)レストランモアと荒川区は、行政財産使用許可に基づいて使用料の支払いを定めているので、消費税法に規定する非課税取引には該当せず、課税取引になると思われる。

現在、レストランの売上高 8%にあたる使用料については、本体価格のみで消費税は含まれていない。平成 24 年度の消費税 2,874,873 円を売り上げに織り込んで、8%の使用料率を乗じると 229,989 円の歳入不足となっている。

今後、消費税の税率アップが見込まれることを考慮すると、消費税を売り上げに織り込むことも検討することが望ましい。

5 (株)レストランモアと締結した使用許可書について

荒川区は、平成 23 年 12 月 15 日付けをもって申請のあった荒川区行政財産の使用について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 238 条 4 の規定に基づき、下記により許可するとして、(株)レストランモアに平成 24 年 3 月 29 日付けで使用許可書を交付している。

使用許可書には、次のように記載されている。

(使用の目的)

第 5 条 使用者は、使用財産を次の指定する目的のため、使用しなければならない。

使用目的 結婚式(関連業務を含む。)集会室及び食堂等の運営にかかる
一切の業務並びに自動販売機の設置。

(使用者の遵守)

第 7 条 使用者は、業務を運営するについて、次の事項を守らなければならない。

(2) 食品衛生法、美容師法、税法等による義務及び届出並びに申請は、使用者の名義で行うこと。

(4) 挙式、料理、飲食物等の各種料金については、区と協議して決定すること。ただし、会議利用者から料理内容等について特別な注文がある場合はこの限りではない。

(23 荒区区第 2154 号より抜粋)

荒川区民会館は結婚式場を平成 22 年 8 月に廃止しているため、平成 24 年度の使用許可書にこれらの文面は不要である。

(株)レストランモアには、平成 18 年 7 月から使用許可を与えているが、毎年の更新のたびに契約条項の見直しは必要である。

1 2 直接取引について

指定管理者であるMKT共同事業体を構成する(株)共立及び(株)スペースネットワークに関しては、利用者との間において、指定管理業務の範囲外の業務として、受注している取引（直接取引）が存在している。

(1) (株)共立と利用者との直接取引について

(株)共立に関しては、平成23年度及び平成24年度において、共に4,700千円程度の取引規模である。これらについては、指定管理業務外の取引であるとして、指定管理業務の収支には反映されていない。

(株)共立は、劇場、イベント施設及びスタジオ等の運營業務並びに照明、音響及び舞台機構等の管理及び操作業務を業務の一つとしている。このため、平成24年度における一般利用者からの売り上げで見た場合、音響、照明及び舞台の仕込/本番要員の手配代金が直接取引の大半であり、その95.3%を占める。それ以外の取引は、吊看板等の製作、ダンスやバレエ等を行う際に床に敷くリノリウム板の貸し出し等である。

【(株)共立と利用者との直接取引】

(単位:円)

年 度	一般利用者からの 売り上げ	区からの売り上げ	合 計
平成23年度	4,464,600	302,400	4,767,000
平成24年度	4,215,225	536,550	4,751,775

音響、照明及び舞台の仕込/本番要員とは、大ホールもしくは小ホールの利用前に利用者と指定管理者との打ち合せで、その催事の内容に応じ両者が必要と判断した追加要員である。この場合、利用者が独自に追加要員の手配を行うことも可能である。利用者が(株)共立に追加要員の手配を依頼した場合、その代金は、午前、午後及び夜間の3つの区分にわかれており、依頼を受けた(株)共立は要員を手配する。吊看板等の製作については、利用者からの依頼を受けた(株)共立は、別の企業にその製作を発注し、利用者から手数料を収受している。

また、リノリウム板は、荒川区民会館の備品として配置されていないことから、利用者からの要望に応じて、自社の保有するリノリウム板を貸し出しているものである。

上記の取り扱いについては、(株)共立が指定管理者となる以前より、業務を受託していたときからの慣行とのことである。

(2) (株)スペースネットワークと利用者との直接取引について

(株)スペースネットワークの担当者に、直接取引の存在について聴取したところ次のような回答があった。

平成18年4月、指定管理者として荒川区民会館の管理業務をMKT共同事業体が受託した際、レストラン業務についても管理業務となっており、(株)レストランモアがすべての業務を行うことになっていた。しかし、区の要望により途中からレストラン業務は管理業務から外されることとなったため、受付とレストランとの連絡を円滑に行えるよう、(株)レストランモアと(株)スペースネットワークは「モアグループ」としての体制を築き、レストランモアグループは区から行政財産の使用許可を受けた。

しかしながら、(株)レストランモアがレストランと宴会以外のサービス業務に対応できず、以前から廉価なお弁当を利用していた利用者から、お弁当のみでの利用について要望が多く寄せられていた。このことを受け、グループ企業である(株)スペースネットワークに対して「区民の利便性を考慮して、利用者の要望に応えられるように対策をして欲しい」と区民課からの要請を受け、お弁当等の手配の代行を行ってきた。

これらは、(株)スペースネットワークの営業活動には当たらないという判断で、売上報告・使用料納付を行っていないとのことであった。

平成23年度及び平成24年度の直接取引は次のとおりとなっている。

(単位：円)

内 容	平成23年度	平成24年度
弁当	1,504,910	2,815,375
飲料	559,050	857,580
写真	627,455	478,380
設営撤去	183,750	131,250
看板	136,500	63,000
ごみ処理	18,330	28,800
装花	56,700	15,750
その他	53,500	5,100
自動販売機(コカコーラ 2台分)	276,143	370,049
合 計	3,416,338	4,765,284

この他に、(株)レストランモアより、売り上げの2%を営業協力費として収受しているが、これらについても区へ報告等に行っていない。

(単位：円)

内 容	平成23年度	平成24年度
(株)レストランモアの 売り上げ	56,050,250	60,848,835
営業協力費(上記の2%)	1,121,005	1,216,977

= 監査の結果及び意見 =

1 直接取引の位置付けの明確化について

荒川区民会館の2階にて営業を行っている(株)レストランモアは、行政財産使用許可を得て事業を行っており、荒川区は、荒川区行政財産使用料条例第3条第2号に基づき、売上金額に8%を乗じた額を使用料として徴収している。

一方、(株)共立の直接取引のうち、音響、照明及び舞台の仕込/本番要員の手配については、利用者の利便性を考慮したものではあるものの、荒川区民会館という公の施設を使用することにより収益を獲得しているものである。この点で、(株)レストランモアが行政財産を使用して収益を獲得する行為と同一の性質を有するものと言えるが、(株)共立の直接取引については、特段、使用許可等の手続きも使用料相当額の徴収もなされていない。

音響、照明及び舞台の仕込/本番要員の手配自体は、利用者の利便性に資するものであり、今後も継続することが望まれるが、現状、その位置付けが不明確である。(株)共立が指定管理者以前に、業務を受託してきたときからの慣行とのことであるが、今後このような慣例を見直してもよいのではないかと考える。

2 荒川区行政財産使用許可の必要性について

(株)スペースネットワークの直接取引において、お弁当や飲料の手配については、業者から手数料を収受している。また、設営撤去やごみ処理等については、ごみ袋代と処理費を利用者から収受している。

結婚式場を運営していた際には、(株)スペースネットワークも6階において

貸衣装や美容・着付けなどの営業活動を行っており、売上報告及び使用料納付をしていた実績がある。

上記の直接取引についても、荒川区の行政財産使用に相当すると思われるので今後、区側と相談の上、再考が必要と考える。

3 自動販売機の売り上げについて

(株)レストランモアが区からの使用許可に基づき設置を認められている自動販売機は、1階大ホール楽屋横と2階ロビーの2台分であり、東京コカ・コーラボトリング(株)と(株)伊藤園の各1台ずつとなっている。

1階大ホール楽屋横(コカコーラ)の自動販売機の売り上げについては、(株)レストランモアと東京コカ・コーラボトリング(株)が「自動販売機設置・運営に関する契約書」を締結し、(株)レストランモアが売り上げの23%を収受することとしているが、前述のとおり、その売り上げのすべては(株)スペースネットワークの口座に振り込ませている。また、2階ロビー(伊藤園)の自動販売機の売り上げについては、(株)レストランモアと(株)伊藤園が「自動販売機設置契約書」を締結し、(株)レストランモアが売り上げの23%すべてを収受している。

一方、大ホールホワイエに設置されている自動販売機(東京コカ・コーラボトリング(株)分1台及び(株)伊藤園分1台)の2台については、区から自動販売機の設置に係る使用許可が出されておらず、問題である。早急に大ホールホワイエに設置されている2台について、使用許可書を交付することが必要と考える。

4 営業協力費について

区は、平成22年度より(株)レストランモアに対して、使用料を売り上げの12%から8%に変更している。結婚式場がなくなり宴会等の売り上げが減少したため、使用料の負担が厳しいということで、値下げを行っている。

その反面、(株)レストランモアは(株)スペースネットワークに対して、売り上げ(消費税・奉仕料込みの金額)の2%を営業協力費として支払っている。(株)レストランモアが(株)スペースネットワークに対して、営業協力費を支払うことについて、特に荒川区に許可・報告は行っていない。

営業協力費は、受付業務等レストランの予約などを協力しているための報酬とのことであるが、これらは指定管理業務の一環とも考えられるので、再度、(株)レストランモア、(株)スペースネットワーク及び荒川区とも協議のうえ、検討されたい。

1.3 大規模改修計画と今後の在り方について

荒川区民会館は竣工から38年が経過するとともに、竣工後17年目の平成4年に実施した大改修からも21年が経過しており、施設全般にわたり劣化が進んでいる。

とりわけ、給排水・空調設備の劣化が著しく、水漏れや空調機の突然の停止などトラブルが多数発生しており、早急な対応が必要である。そこで、区では平成27年度に大規模改修を行い安全性の向上を図り、利便性の高い施設環境を確保する計画である。

(1) 大規模改修の進め方(案)

- ・平成25年 4月 設計開始
 - 10月 改修概要確定(改修規模、工事期間)
 - 11月 委員会報告
 - 12月 区民へ公表(1年後の予約ストップ)
- ・平成26年 4月 指定管理者更新作業(27年度から3年間)
- ・平成27年 4月～平成28年3月 改修工事

(2) 主な工事項目

外装、内装、屋上防水、受変電設備(動力、電源等)、弱電設備(消防、放送等)、給排水設備、空調設備、舞台設備等

= 監査の結果及び意見 =

1 大規模改修の必要性について

荒川区民会館は昭和50年の竣工であり、館内を視察してみても、設備が老朽化していることが伺える。最近、建設された他区のホールなどと比較しても、トイレの数も不足しており(特に女性用)、また、様式も古いため、利便性が悪い。

指定管理者のMKT共同事業体から、区民課に提出している修繕の必要な箇所については、予算内で優先順位を決めて修繕を行っている。前回の改修から20年以上が過ぎ、大規模改修が必要な箇所も多岐にわたっている。抜本的な大改修が必要と思われる。

区は、平成25年5月に設計を依頼した結果をもとに、予算を見積もっている。平成25年9月往査時点の途中経過では、大規模改修見積は次のとお

りとなっている。

(単位：千円)

項目	平成27年	平成4年	備考
建築工事	1,006,442	649,800	大ホール天井改修を含む
電気設備工事	713,645	283,000	昇降機設備含む
機械設備工事	787,064	478,000	
舞台設備工事	185,664	645,210	
合計	2,692,815	2,056,010	

給排水設備は竣工以来、全く改修が行われていないため、完全更新が必要である。他の設備については、経費抑制の観点から、建築設備(外装・内装、建具)は簡易な補修に留めるとともに、舞台関係の一部は、備品対応や後年度の修繕も視野に入れ対応する手法により、15年程度の延命を図る計画である。

大規模改修の経費を15億円から20億円程度に抑えるためには、更なる検討が必要であるが、利用者の利便性と安全性を必ず加味した大規模改修を実施すべきである。

大規模改修にあたっての区民課の基本姿勢として、次の点を挙げているが、これらは是非、実施されることが望まれる。

- ・利用者から「綺麗になった」と言われるように、見た目も重視する。
(座席、壁紙、トイレ、シャッター、外壁、各室空調操作盤)
- ・改修後10年間は、水漏れ、空調停止、発煙等がないよう改修する。
- ・利用者から出ている改修要望事項は、可能な限り対応する。

(例：大ホールホワイエにモニターの設置、カーペットの新調、防犯カメラの増設、楽屋の改装、大ホールに難聴者用磁気ループシステムの設置など)

2 これからの荒川区民会館の在り方について

平成24年度において、(株)類設計室東京事務所に依頼して、「これからの荒川区民会館の在り方に関する基礎調査委託」を行っている。

これからの荒川区民会館に求められる機能として、「地域文化の振興に基軸を置きつつ、質の高い芸術文化を発信する集客力の高い施設として、地域活性化に貢献する」というコンセプトのもとに、報告書が作成されている。

施設整備における留意点としては、最新の機能を備え、区内外の利用者の高度な要求への対応と災害時への対応が必要であると報告されている。

(株)類設計室東京事務所の報告書によると、現在、荒川区には荒川区民会館の代替となる施設は存在せず、現在地での建替えは次の点で問題が生じるため、難しいと考えられる。

都市計画道路補助90号線の拡幅のため、敷地面積が330㎡減少する。敷地面積が減少することにより、大ホールの客席を3層としなければならない可能性があり、客席数1,100席を超える大ホールの整備は難しい可能性がある。

工事期間中、3年～4年程度の休館期間が生じる。

現在の荒川区民会館は施設全般にわたり、経年劣化が進行し、早急な対応が必要になっているため、大規模改修工事を行うことにしている。

平成27年度に計画している大規模改修工事で、設備等の寿命は15年～20年程度延ばすことができる。一方、建物の躯体もすでに38年が経過しており、建物の減価償却年数が到達する前に、新たな区民会館の建設が必要になってくるものと思われる。

荒川区民会館は現在、区の行事や区内の数多くの団体が、生涯学習活動や研修会、親睦会等の会合のために利用するとともに、区内外の芸術文化団体による公演・発表の場としても利用されている。建替え等で3年～4年かかると、現在の荒川区民会館に代替する施設が区内にはないため、区外に求めなければならない、区民に不便を強いることとなる。

また、現在の荒川区民会館の立地条件については、他区のホールと比べ、アクセスがあまり良くないから稼働率が高くない。新しい荒川区民会館の建設に向けて、荒川区民の望む区民会館像を整理し、集客力や稼働率を望むならば、より良い立地条件の場所を検討することが望ましい。

今から、新たな荒川区民会館の建設等を視野に置き、場所の選定など計画を立てていくことが肝要ではないかと考える。